

令和 6 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（2 号）

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-------|-----------|-----------------|
| No. 1 | 1 2 番 | 藤 田 節 夫 君 | （P 2 1 ～ P 4 0） |
| No. 2 | 1 3 番 | 上 田 秀 人 君 | （P 4 1 ～ P 6 4） |
| No. 3 | 1 番 | 小 澤 佑 太 君 | （P 6 5 ～ P 7 5） |

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根 由美君
参事 兼 総務課長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	和知 正道君
税 務 課 長	仁平 隆太君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	添田 真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村 三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤 隆士君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監査委員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇12番 藤田節夫君

1. 高齢者福祉事業について
2. 子育て支援について
3. 会計年度任用職員の処遇について

○12番（藤田節夫君） おはようございます。12番、日本共産党の藤田です。通告順に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、高齢者福祉事業の1つ目として、带状疱疹ワクチン接種の助成について伺います。

ワクチン接種の助成については、これまで何度か一般質問で求めてきました。また、現議長の真船議員もワクチンの助成について熱の入った質問をした経過があります。村長も覚えているとは思いますが、改めて带状疱疹について説明したいと思います。

最近では、テレビ等でも取り上げられ、多くの国民が知ることとなってきました。带状疱疹にかかった村民の方に伺うと、初めは、ひりひり、ちくちくと針で刺されるように皮膚が痛み、その後、水膨れを伴い、赤い発疹が帯状に広がり、眠れないほどの激しい痛みに襲われるそうです。带状疱疹は、疲れやストレスなどで免疫力が下がったときにかかりやすく、患者数は年々増加し、最近では80歳までに3人に1人がかかると言われています。

1997年から2022年までの間に、带状疱疹の発症率は約2倍になっています。治った後も体内にウイルスが残り、2度、3度と発症することがあります。また、後遺症になる方も出てきています。神経痛、しびれ、顔面神経麻痺、失明、難聴になる人もいます。特に神経痛は、5%から20%と高い割合で出ています。本当に多くの村民が苦しんでいます。村としてもワクチン接種費の助成をするべきと思いますが、まず伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種の助成についてのご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、予防接種法では任意予防接種となっており、個人が感染症にかかったり、重症化したりすることを防ぐために、本人の希望と医師の責任の下、接種するワクチンとなっております。

带状疱疹ワクチンは、令和2年1月から接種が開始され、50歳以上の成人を対象に、2か月間で2回の接種をする不活化ワクチンと、1回のみ接種の生ワクチンがあり、接種費用は1回8,000円、それから2万円となっております。

また、任意接種は、原則個人負担となっておりますが、自治体によっては一部助成しているというところもあるということで認識しております。現在、福島県内では3市町村が助成を行っておりますが、西白河郡管内では、まだ行っていない状況でございます。

带状疱疹の発症は、水痘及び带状疱疹ウイルスの抗体を成人の約9割が保持していると言われておりまして、誰もが発症するリスクがあると言われておりますが、健康的な生活習慣を保つことで発症のリスクを下げられると言われておりますので、免疫力を高めるために食事のバランスに気をつけて、適度な運動、十分な睡眠を心がけることなど、日頃の健康管理の面においても健康推進課として、村民の皆様に情報の発信、知識の普及啓発を行ってまいりたいと思っております。

なお、带状疱疹ワクチンについては、現在、厚生労働省所管のワクチン評価に関する小委員会において、定期の予防接種として追加をするワクチンの一つとして議論されておりまして、ワクチンの効果や持続期間、対象年齢、2種類のワクチンの比較、費用対効果や安全性について検証評価が進められている状況でございます。

助成につきましては、今後、村でもさらに国の動向等を注視し、関係機関や西白河郡管内との調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の再質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番、再質問を行います。

まず、村長の带状疱疹に対する認識をお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

带状疱疹につきましては、前回から、今の議長からのお話、事細かく説明させていただきました。私もその件については認識しておりますし、今、議員も2回ほど質問されておりますので、带状疱疹については十分認識していると思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そういう問題じゃなくて、村長は本当に带状疱疹にかかった人も見ていらっしゃるんですよね、たくさん村民の方。带状疱疹について、症状も含めてどのように感じているのかなと思うことでお伺いしたんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員が先ほどお話ししましたように、高齢化になると3人に1人が発症するという極めて大変な病気であるということは認識しておりますので、何と

かしたいという気持ちもあります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 何とかしたいという気持ちはあるということです。この带状疱疹は、非常に怖い身近な病気になってきています。带状疱疹を予防するにはワクチンの接種が有効と言われ、多くの自治体でワクチン接種の助成が行われています。先ほど課長から言われましたけれども、県内では3市町村、さらには、県南地方ではまだ行われていないということではありますけれども、急速にこのワクチンを接種する自治体が相当増えてきているのは現実であります。

このワクチン接種費用ですけれども、先ほど課長も言われましたけれども、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンは、1回7,000円から1万円で予防効果が低いんですよ、50%ぐらいで低いということで、不活化ワクチン、これを普通の人は接種すると、効果が約90%以上、高齢化するとともに効果が現れるということです。

ところが、値段が、接種金額が、これは2回打つことになるんで、1回約2万円、これ2回打つんで4万円ほどかかるんですよ。そういった意味では、高額だけど不活化ワクチンを接種する人が多いと言われています。この4万円というお金、なかなか高齢者にとっては出費するのは大変な金額となっています。物価の高騰や年金暮らしの方々にとっては、なかなか出せる金額ではありません。

福島県では3市町村ですけれども、既に東京都は全ての自治体、さらには、群馬県などでも全ての自治体で実施されています。そういった意味では、このワクチンの助成、村でもぜひ実施していただきたいと、助成金、全国的に見てみると、約半額の助成となっています。多くの村民の方々が带状疱疹で苦しんでいる中、村民の命と暮らしを守ることが最優先と考え、助成に踏み切るべきと思いますが、もう一度村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員のおっしゃること、よく理解しております。今、テレビコマーシャルなどでもやっておりますし、80歳までに3人に1人が発症するほど増えているということを認識しております。今、まさに国においてもワクチン評価に関する小委員会、これで今、議論が進められておりますので、それらを見ながら、国の状況を見ながら、検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国の動向を見てやっていきたいということですが、国の動向はいつになるか分からないので、もし国で定期接種にでも指定されれば、それはそれでいいんですけれども、それまで待っていないわけですよ、この病気というのは。だから、国で定期接種が決まれば、村の財政もそこまでということなんで、全てゼロではないんですけれども、そういった意味では、ぜひ現実を見て、それだけの村民が苦しんでいるということを本当に肝に銘じていただきたいと思います。

带状疱疹に1回なれば、それで免疫がついて出ないということではなくて、2回、3回と発症する方も当然いるわけですよ。私が知っている人も3回出たというようにことも聞いていますので、そういった方の、ワクチンで治らない、ワクチンがそんなに効かないというんだったら、それほどあれなんですけれども、このワクチンがすごい効果がある、先ほど言ったように、高齢者には9割以上の効果が出るということなので、ぜひ早急にこれは検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、肺炎球菌ワクチン接種の助成についてということでお伺いいたします。

肺炎球菌ワクチンは、2014年度に定期接種化しました。高齢者向けの肺炎球菌ワクチンですが、公費助成は令和6年3月31日で終了するということですが、内容についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 肺炎球菌ワクチン接種の助成についてのご質問にお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、平成26年に、65歳の高齢者を対象に定期接種として位置づけられ接種が開始されてきましたが、65歳以上の年齢についても接種の機会を設け、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方に対しても定期接種として実施してきました。

村におきましても、毎年、定期接種の対象者及び未接種者に対し接種券をお送りし、接種の受診勧奨を行ってまいりました。接種が開始されて、これまで65歳から70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳と、接種状況といたしましては、それぞれ約7割程度の接種が済んでございます。

国では、平成26年から令和5年までの10年間、そういった方にも経過措置を経て、本来の接種対象である65歳と、それ以外の方の接種率が同程度まで達したことから、国のワクチン評価に関する小委員会において、10年間の経過措置が令和6年3月末で終了することとなっております。

令和6年4月からは、定期接種の対象年齢が65歳の者、または、60歳から65歳未満の慢性高度心臓、腎臓、呼吸器機能不全者、かつ身体障害者手帳1級に相当する者を接種対象としており、個人予防に重点を置いた高齢者インフルエンザワクチンと同様の扱いとして実施することとなっております。

また、今後としては、定期接種対象が当該年度において65歳の方が対象となりますが、4月以降、順次対象者に対し接種券をお送りし、受診勧奨を行ってまいります。定期接種以外の年齢についての助成に関しては、今後の接種状況や、国、他市町村の動向を見ながら判断していきたいと思っております。令和6年度に関しては、国の定めにより、65歳の方を対象として実施していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今年度までは10年間の経過措置ということで、100歳までやってきたということで、これは年1回しか受けられない、1人ということで経過措

置をやってきましたが、経過措置も今年度で終了するという事で、村の広報なんかでもそういったことは出ておりましたけれども、もう少しなんですけれども、3月31日まで、今月の。3月31日までは、1回も受けていない村民の方は、70歳、75歳じゃなくても、73歳でも78歳でも受けられると、31日まではね。そういう経過措置でよろしいんですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 5歳刻みで、65歳、70歳、80歳といった5歳刻みの方を対象にしております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ということは、要するに5歳刻みだから、経過措置も65歳は別にしても、70歳、75歳、80歳にならないと今年度中に打つことはできないと、その間は。それで、最後のこの国、これは国の決めたことでしょうけれども、なかなかそれに当てはまらない人は、1回も定期接種をしないで終わってしまうということになるわけですね。今後は、65歳になる方は定期接種ということで、無料で接種できるということでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 令和6年度からは、65歳の方が補助を受けられるということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） このワクチンの効果は、健康な人が1回接種することで、約5年間は効果が持続すると言われております。その後は、5年ごとに任意接種することになります。これは今までと変わらないと思うんですけれども、5年で効果が薄れるということで、65歳で定期接種して、70歳になれば自己負担で、これは今までと変わらないんですけれども、やるということなんですけれども、これは任意接種になるんで、70歳からは自己負担ということですが、これも結構高額なんですよね。ワクチンていろいろ研究費もかさむんで高いんだろうけれども、高齢者にとっては大変厳しい負担になるわけですよ。そういった意味では、70歳からの任意接種に対しても何らかの助成をすべきじゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 確かに議員おっしゃるとおり、65歳で打って、その後5年経過しまして、70歳になったときに効果がないので接種の助成をしてはどうかということでございます。肺炎球菌1回当たりの接種費用も8,000円と高額なため、高齢者の方には負担になると考えております。定期接種以外の年齢についての助成に関しては、今後の接種状況やほかの市町村の動向、そういったものを見ながら判断していきたいと考えておりますが、令和6年度に関しては、65歳の方が対象ということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 肺炎は、死亡原因で第3位の疾患と言われております。特に、免

疫力が低下している高齢者は肺炎にかかりやすく、ときには、皆さんもご存じのように誤嚥性肺炎など、肺炎で亡くなる方の9割以上は高齢者が占めているという状況があります。または、重症化して死に至ることも度々耳にいたします。

肺炎球菌により引き起こされる様々な病気をワクチン接種により予防することは、高齢者の病気の重症化を防ぎ、命を守るためにも、また、高齢化社会を見据えた上で重要なことと思います。高額のために、私の周りでもワクチンの接種を断念している方もおります。どうかこういった点も、村では高齢化社会を迎える中で、ぜひ5歳ごと、70歳から的高齢者に対して村独自の助成をするように求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、高齢者福祉事業の3点目として、加齢難聴者への補聴器購入費助成事業の拡大について伺います。

村では現在、高齢者補聴器購入費補助金交付事業を去年の4月から実施しています。村民の皆様方から喜ばれておりますが、使い勝手が悪いということで、昨年の6月議会の一般質問で、改善するように要求してきました。今のところ、見直されておられません。6月の議会では、対象者年齢の引下げ、75歳を65歳に、また、医師の診断による証明書が必要であるならば、年齢制限をなくすように要請してきました。

また、対象者の2つ目として、住民税非課税になっている方にも、このような村民を対象にした福祉事業は、全村民を対象に実施するように質問してきました。

さらには、補聴器購入費助成額についても、購入費が非常に高価なので、なかなかその気があっても助成を受けることはできないということで、6月議会で質問しましたが、私の質問に対して課長の答弁は、年齢の見直しと全村民を対象にすることは考えていきたいと、また、村長は、難聴というのは、やはり社会参加、コミュニケーション、物事を前向きに、あるいは積極性、孤立化等を防ぐ意味においても大変重要、村民の意見をよく吸収しながら対応していきたいと答弁をしております。実施をして1年になりますが、村民の方々から出されている意見です。見直しをすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業の拡大についてのお尋ねであります。

村では、令和5年4月より、高齢者補聴器購入費補助金交付事業として、難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成しております。

今までの対象要件といたしましては、75歳以上の高齢者、西郷村に住所があり居住している方、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方、住民税が非課税になっている方、聴力レベルが両耳とも40デシベル以上70デシベル未満で、他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の方、医師が補聴器を必要だと判断した方、村税等の滞納がない方の、全ての要件を満たす方としております。

助成金額につきましては、補聴器にかかる費用に対し、現在のところ2万

5,000円を上限に助成しております。令和6年2月末時点で、申請件数は13件となっております。

本事業は、令和5年4月より、新規の事業として始めたばかりでございまして、今、令和5年の実績や村民の状況を把握しながら、また、議員おただしのとおり、対象要件の見直しについて取り組んでいるところでございます。

先ほど言われました対象要件の見直しの1つ目といたしまして、難聴を早期に発見し、医師の指導の下で早い段階から補聴器を使用することで、鬱や認知症の進行を予防する効果が期待できると言われていたことから、対象年齢のほうを75歳から65歳以上に引き下げるということを行います。

また、2つ目といたしまして、補聴器は高額な医療機器であり、購入者にとっては経済的な負担となりますことから、日常生活に支障が生じ、補聴器装置が必要な方への補聴器活用につながらないケースも考えられるため、住民税非課税者の要件を廃止することの2点について、見直しを行ってまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の課長の答弁だと、年齢の引下げ、75歳から65歳に引き下げると。さらには、住民税非課税の方ではなく、全ての住民が対象になるということをお答えいただきました。

年齢のことですけれども、早期に治療するとなれば、より重症化しないで済むということで、できれば、この65歳をなくして、条件的には医師の診断が当然あるわけですから、それがないと、この対象にもならないんで、ぜひ年齢を取り払って、50代でも加齢性難聴になる人もいるんで、ぜひその辺は考慮していただきたいなと思います。住民税非課税、2つは改善したいというか、見直しを行っていききたいということです。

さらに、一番はやっぱり金額なんですよね。補聴器だとやっぱり30万円だ、50万円だと高いものはたくさんあるんですよ。私、ちょっと全国のを調べてみましたらば、一番多い金額、自治体が出している金額は3万円、次に5万円、次に2万円、次に2万5,000円という順になっていましたけれども、中には最高で10万円補助するところがある、5つの自治体、5自治体で実施しているということが書かれていました。

そういった意味では、見直しをするということはぜひ歓迎したいと思いますし、村民の方も大変喜ばれると。どうしても非課税世帯だけだと、非課税世帯だから、なお補聴器の金額が高くて、それが壁になっちゃって、先へ進められないということなので、よかったのかなと思います。

申請状況が13件ということで報告がありましたけれども、やっぱり少ないのかなと。やっぱり、それは今、私が言ったようなことがネックとなって、助成申請ができない状況なのかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それと、村でこういったチラシというのか、高齢者補聴器購入費補助金交付事業ということ、こういうきれいなパンフも出ていますけれども、この中で、補聴器購入

費補助金の交付までの流れということで、ここに書いてあります。ざっと上から、課長はどうにご存じかと思うんですけれども、これ、もう少し簡素化できるところは簡素化して、高齢者はなかなかいろいろ申請といっても大変なんですよ、これ、見てみると。

申請書を健康推進課まで行ってもらって、そこに書いて、医師に出して、医師の意見書をもらって、この意見書もお金がかかるみたいなんですけれども、また、購入予定の店舗から意見書も頂くと。それで、村の審査で補助金決定通知書を頂くと。また、それから決定書を確認し、それから補聴器を購入する。その後、請求書を提出して、なおかつ通帳の写しまで出すというようなことなんで、なかなか大変な申請というか、お金を、助成金を頂くまでに大変な手順がありますので、できればこれ、もう少し見直して、簡素化できることは簡素化したほうがいいと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 議員おただしのとおり、高齢者にとりましては、確かに申請からお金を頂くまでの手続がなかなか難しいということではございますが、村には補助金要綱、そういったものもございまして、省略できない部分もございます。それ以外で、簡素化できるものについては考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村の条例等でも出されているんで、簡素化できるところはしていただきたいと思います。それと、村の特定健診では、聴力検査は実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） お答えいたします。

村の特定健診で聴力検査を実施しているのかとのお尋ねでございますが、現在、村で実施している特定健診は、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪に着目した健診として、血糖値や脂質異常など、心疾患、脳血管疾患につながるリスク要因の検査項目に重きを置いて、実施しております。

また、75歳以上を対象とした後期高齢者健診においても、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた検査の中に、そういった聴力検査の実施は入っておりません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 入っていないということでよろしいですか。

先ほどから申し上げておりますけれども、高齢化社会を迎えるに当たり、ぜひとも特定健診の中には、法律化されていないということなんですけれども、村独自の検査を導入して、聴力の検査を項目に組み入れるべきではないかと思いますが、組み入れないということなんですけれども、ぜひ組み入れていただきたいと思います。これは村長にお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

検査することは、一つの目安となります。それで、補聴器が必要かどうかは、やはり最終的には医師の診断ということでもありますので、補聴器検査もいいんですけども、最終的には医師の決断ということになっておりますので、その点を理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 医師の決断というか検査なんだよね、これ。早期に発見することなんで、聴力検査って皆さんもやったことあると思うんですけども、耳に当てて、そういった簡単なことなんで、それで検査できるんで大した時間もかからないし、それで早期に見つかれば、それから医者に行って、お医者さんに診てもらって、それでお医者さんの診断が下れば、これは加齢による難聴だとなれば、申請する方もそこから申請しやすくなるし、この聴力というのは、なかなか気がつかないうちに聞こえなくなっていくちゃうんですよね。

取りあえず、家にいても自分の女房とも話ししなくなるし、だんだん外も出なくなるし。まずはじめに、テレビの大きさ、テレビの音量でだんだん分かってくるらしいんですけども、周りの人は。だんだん音が大きくなって、こういったことが早期に分かるように、この検査、特定健診で検査すれば、そういったところでも早期に発見できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

次の質問項目として、子育て支援について伺いますということで出してあります。

子育て支援の1点目として、保育園の待機児童について伺います。

はじめに、来年度の保育園へ入所する園児の数は確定していると思いますが、来年度の待機児童の状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年4月時点での保育園待機児童の実数につきましては、ゼロ歳児4名、1歳児20名、2歳児4名、3歳児2名の合計で30名となります。4歳児、5歳児の待機児童はありません。

申込みの理由としましては、就労による入所希望が15名、求職による入所希望が12名、自己都合による入所希望が3名となっております。実際に新聞等で報道される人数に関しては、育児休暇延長のために待機児童証明入所保留通知の交付を希望する方、特定の保育園のみを申し込んでいる方などは、待機児童の報告から除外されることとなりますので、30名より少なくなると考えられます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国への報告は30名よりも少ない人数になるとのことですが、年度途中から入所希望をする児童もいますので、さらに増える状況ではないでしょうか。村では、長年待機児童がいる状況が続いております。要因としてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 質問にお答えいたします。

令和5年4月時点で、待機児童の実数はゼロ歳児1名、1歳児10名、合計で11名でしたので、令和6年4月時点と比較すると、約3倍となっております。

増加の要因といたしましては、令和4年度及び令和5年度の出生率が、それ以前に比べると伸びていることや、転入者の増加などが考えられます。そのほかとしては、保育士の配置や施設面積の問題などにより、受け入れられる人数が減少したことなどがあると考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 出生率が、以前と比べ伸びていることや、転入者の増加や保育士の配置基準などが要因とのことですが、令和5年4月の時点と比較すると、約3倍になっています。

令和4年4月から小規模保育園はのんが開所しましたが、さらに上昇している状況です。私は、一番の原因は、保育士が不足しているためだと思います。今年度も保育士を辞める方がいると聞いていますが、何人いるのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

村内4保育園、まきば、みずほ、くまっこ、川谷保育園の保育士で、令和6年3月末で離職する保育士は、合計で9名となります。令和6年4月から新たに保育士となる方が、合計で5名となります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 9名の方が辞めて、5名の方が新たに保育士になれるということですが、昨年より4名も少ない人数になるということ、それだけ人が、それだけ受け入れる児童も少なくなるということで、待機児童が増えていくことは当然のことだと思います。

毎年、保育士の辞める人数が多いように思われますが、何が原因であるのか、何か原因があるのではないかと、個人の原因について公表することはできないと思いますが、あまりにも多くの方が辞めていくような気がします。保育士の確保については、村として様々な政策を実施してきていることは理解しております。ある程度効果も出ていると思いますが、保育士が定着していないのが現実です。やはり、保育士確保の一番は、処遇改善が必要であると思われます。

国は、保育所の配置基準を1948年以来、76年ぶりに見直すことを決めました。

内容は、4歳児、5歳児の配置基準が、保育士1人で見ると子どもの人数の基準を現在の30人から25人に、3歳児は、20人から15人に改善されますが、ゼロ歳児から2歳児の配置基準の見直しは先送りになりました。実施は来年度からとなっておりますが、当分の間は従前の基準で運営することも妨げないとなっております。村では、来年度から新しく国が定めた配置基準で運営できるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、3歳から5歳児の配置基準の見直しは、令和6年4月1日より施行される予定です。改正に合わせた内容での保育士の配置につきましては、現状の保育士の人数からいきますと、難しい状況にあると考えます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国は、当分の間は従前の基準で運営できると言っておりますが、早急には実施しなければ実施をした保育園との差が出てきてしまい、保育士の確保がさらに難しくなると思いますので、早急に移行すべきだと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、改正予定の配置基準で運営する場合には、さらに多くの保育士の配置が必要となりますので、保育士の確保がますます困難になってくると考えております。これまで以上に保育士の確保に向けた取組を進めなければならないと考えておりますが、現状の保育士の人数からいきますと、令和6年4月1日からの改正予定の配置基準への移行については難しい状況があります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この状況では、ますます保育士が確保できないということが目に見えているのかなと思います。これまで村が実施をしてきた処遇改善についても伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

処遇の改善につきましては、村立まきば保育園では、令和2年4月から新たに会計年度任用職員の保育士給与の見直しを行い、基本月給、時給を改正し、底上げを図っております。

また、令和2年度より、段階的に賞与と給与の見直しを行い、令和4年度には正規職員と同様の月数による賞与計算による支給となっております。また、令和5年度の人事院勧告に伴い、給与月給、時給を改正し、ベースアップをする予定となっております。

さらに、賞与においても、これまで期末手当のみでありましたが、勤勉手当についても支給されることとなります。私立保育園につきましては、運営等に係る保育負担金を支給するに当たり、処遇改善を行うための加算項目があり、こちらを活用して、各保育園で、それぞれの基本の給与とは別に処遇改善手当の支給を行っております。

内容としては、勤務の年数による加算、役職による加算、その他、令和4年2月から月額9,000円程度を給料に上乗せする加算となっております。こちらを活用し、各園によって改善額は異なりますが、賃金額の改善が図られているところであります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 保育士の確保のために、いろいろ政策はやってきたと。それでも保育士は集まらない。保育士はいっぱいいるというような状況です。これまで、国の政策というか基準で、保育士の配置基準等をやってきました。集まらないということは、保育士が足りず、子どもに我慢を強いて、満足できる保育ができずに辞めていく保育士や、仕事が忙しく有給休暇も希望する日に取ることができず、余裕がなく疲弊して働いているのが現状だと思います。

保育士の資格を持ちながら、保育士として働いていない方は、有資格者の約6割、107万人を超えていると言われています。このような状況を踏まえ、村長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

待機児童の話が出ました。ある意味で、子どもが少なくなっている中で、本村においては出生率が伸びている、あるいは移住者がいるということで、ある意味ではうれしいことでありますけれども、その一方で、保育士の問題があります。

保育士の処遇に関しましては、処遇改善を行っている状況にあり、以前よりは改善されていると思っております。しかしながら、保育士の離職などの状況を見ると、保育士の定着や就職希望者を増やすために、さらに処遇改善のための取組が必要なことも認識しておりますし、全国的に見ると、市町村単独で処遇改善のための補助金等を交付している自治体もございます。

今後、実施自治体のヒアリングを行ったり、実施するための財源の捻出をどうするか、例えば、今進めているまきば保育園の民営化により生じる財政効果を活用するなどの検討を行っていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） まきば保育園の民営化による国からの交付金を頂いて、それでそのお金を回したいということですが、今早急に、この現状なんですよ。大分何年も前からこういう現状で、そのまま西郷村は待機児童が毎年生まれているという状況です。

西郷村で、子どもを安心・安全に産み、育てていく村づくりを進めるために何が必要なのか真剣に考えるべきではないでしょうか。また、村では移住・定住を推進していますが、このような状況で事業を進めていくことができるのでしょうか。移住したくても、子どもを保育園に預けることができないのでは、西郷村には若者はやってきません。保育士の確保は、村民が豊かに暮らしていくことができる喫緊の課題であります。真剣になって取り組んでいていただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12 番藤田節夫君の一般質問を許します。12 番藤田節夫君。

○12 番（藤田節夫君） 次に、子育て支援の 2 つ目として、在宅保育世帯に対しての助成について伺います。

児童福祉法では、村は、保育を必要とする児童については、保育園等で保育をする義務があります。待機児童は許されないとなっておりますが、現実には、毎年待機児童が発生している状況です。保育園に入れることができた世帯は様々な支援を受けることになりますが、保育園に入れなかった世帯には何の援助もありません。村の都合で待機となった世帯は、仕事に就くこともできず、経済的にも影響が出てきています。

はじめに、現在、村内にいる 3 歳未満児の人数と保育園を利用している人数、在宅保育の人数について伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12 番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

村内にいる 3 歳未満児の総人数と在宅保育をしている子どもの人数に関するご質問でございますが、まず、村内における 3 歳未満児の総数につきましては、令和 6 年 1 月 31 日現在で 484 名おり、内訳としては、ゼロ歳児 155 人、1 歳児 165 人、2 歳児 164 人となります。そのうち、在宅保育をしている子どもの人数につきましては 217 名で、内訳としては、ゼロ歳児 97 名、1 歳児 48 名、2 歳児 72 名になります。

ただし、在宅保育の人数に関しては、令和 6 年 1 月 31 日時点での 3 歳未満児総人数から保育所利用者を差し引いて算出しておりますが、認可外保育施設などに子どもを預けているご家庭もありますので、実際にはもう少し少なくなると思われます。

○議長（真船正晃君） 12 番藤田節夫君。

○12 番（藤田節夫君） 3 歳未満児の人数が 484 名、うち 217 名の子どもが在宅で保育をされているとのことですが、先ほども申し上げましたが、保育園に入れた世帯は、様々な支援や恩恵を受けることができます。保育園に入所することができず待機となった世帯には、何の救済もありません。在宅保育世帯に対して経済的支援をすることで、少し救われるのではないのでしょうか。物価が高騰している中で、2 人で働かないと、なかなか生活も厳しい状況になっております。村の子育て支援という観点からも必要な政策ではないのでしょうか。全ての世帯とは言いませんが、待機児童が多い 3 歳未満児の世帯に対して支援すべきだと思いますが、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

在宅保育世帯への補助金の支給に関するご質問ですが、この質問に関しましては、令和元年第 2 回定例議会から数回にわたる一般質問でも答弁させていただきました。

村としまして、自宅にいて保育を行っている在宅保育世帯に対して補助金や給付

金を支給することで、育児負担の軽減や、家庭において安心して子どもを育てることができる環境づくりに資するものと考えております。

また、補助金、給付金の支給により、家庭で子どもを見る方が増えることで、保育園の待機児童の解消にもつながる可能性があることも思っております。このように、在宅保育世帯の助成を導入することにより様々な効果が期待されますが、制度設計を考えると、多くの財政負担が必須となります。村としましては、子育て施策の一つとして力を注いでいきたいと考えていますが、ほかに解決しなければならない課題、たくさんあります。今後、国・県の動向を見定め、判断してまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国・県の動向を見定めながらということですが、こういった問題は、国・県はほとんど動かない、そういうことで、どこの自治体も独自にやったり支援しているのが現実なんです。

今、村長が答弁したとおり、助成することで、育児負担の軽減や安心して子育てできる環境、保育園の待機児童の改善など、様々な効果が期待できます。村としても、子育て施策として力を注いでいきたいとのことで理解はしますが、子どもを産み、育てていくことは大変な負担がかかります。村が子育て支援に力を入れていることは分かりますが、子どもを産んだ後の支援が少ないと思われます。西郷村で安心して子どもを産み、育てていくことができるよう、早急に事業の実施を求めたいと思います。

次に、村では一時保育を実施しておりますが、その利用実績についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 答えいたします。

一時保育の利用実績と金額についてのご質問ですが、一時保育の利用実績は、令和2年度のまきば保育園は、延べ人数519名、3歳以上123名、3歳未満児396名で、利用金額は75万6,600円となっております。くまっこ保育園は、延べ人数497名、3歳以上71名、3歳未満児426名で、利用金額は75万2,600円となっております。

令和3年度のまきば保育園は、延べ人数274名、全て3歳未満児となります。利用金額は43万3,600円となっております。くまっこ保育園は、延べ人数385名、全て3歳未満児となります。利用金額は61万6,000円となっております。

令和4年度のまきば保育園は、延べ人数468名、全て3歳未満児となります。利用金額は74万7,200円となっております。くまっこ保育園は、延べ人数257名、3歳以上22名、3歳未満児235名で、利用金額は35万3,280円となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 利用しているほとんどの世帯が3歳未満児となっております。

これは保育園の待機児童と同じで、保育園に入所できないために一時保育を利用していると思われます。村の都合で待機児童になった世帯が、一時保育を利用すると利用料金がかかるのでは公平性に問題があり、無償にすべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

一時保育利用料の無償化を実施すべきとのご質問ですが、村といたしましては、一時保育の利用料の無償化により、在宅での育児を選択するケースが増えることが予想され、結果、待機児童の解消にもつながる効果が期待できます。

しかし、議員から提案をいただいております待機児童の世帯のみに一時保育の利用料を無償にすることにつきましては、村として、同じ一時保育を利用する世帯への偏りが出てしまうこと、3歳未満児で保育園に入園している子どもの保育料は基本的には無償ではないため、保育園入園世帯との利用負担に関する均衡が取れないことの懸念や、一時保育の申請理由として、待機児童のいる世帯の利用もございしますが、保育園の入所を申込みしていない世帯においても、就労のためや保護者のリフレッシュのためなど、幅広いニーズで一時保育を希望する世帯の利用割合も多くなっています。このことから、待機児童のみの世帯だけに利用料を無償とすることはできない状況であると考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 待機児童が多数いる今の状況では、今後、安心して子どもを出産することはできません。村長がいつも言っている子どもを産み、育てることに希望を持ち、安心して子育てできる村づくりはできないと思います。先ほどから答弁で、在宅保育世帯へ支援や一時保育利用料の無償化を実施すれば、待機児童の解消にもつながると答弁しております。財政負担の部分や、公平性がなくなるなどの答弁がありましたが、公平性の部分を言うのであれば、待機児童が出ていることが既に不公平であると思います。保育士の事務処理も簡素化することができます。再度、村長に実施しないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

子どもを産み、育てることに希望を持ち、安心して子どもを産み、育てられる村づくりを実践していきたい、実践するという強い思いで、子育て支援施策に力を注いでおります。

議員ご指摘の在宅保育世帯への支援につきましては、県内でも南相馬市、大玉村、石川町など、市町村独自の施策を実施しているところもあり、補助の内容は自治体ごとに違いはあれ、対象年齢や金額など、補助の要件はその自治体の実情に応じたものとなっております。

昨今、女性の社会進出、核家族の進行や、ひとり親世帯の増加に伴い、保育ニーズは増加の一途をたどっており、当村におきましても同様となっております。本来、乳児や1歳児ぐらいまでは、家庭においてお母さんの愛情の下、保育を行っていただき

たいという理想もありますが、収入がなければそれもままならないことから、このような制度の必要性も感じております。また、事業実施により、待機児童の解消にもつながっていくと思っております。

今後、国・県からの財源を模索しながら町村会などを通じ、要望を行うとともに、財源捻出の創意工夫を行いながら、安心して子どもを産み、育てられる村づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 必要性は感じていると、だけど、実施できないというのが村長の考えなんだろうと思います。

村長も、私が言っていることは重々理解しているということは、私も受け止めております。あとは、実施に踏み切るかどうかということなので、ぜひそれも含めまして、こういった状況、保育園の状況、そういったことを鑑みて、本当に強い思いでと村長は言っているんだから、子育て支援で、先ほど申しましたけれども、強い思いで子育て支援をやっていききたいという気持ちがあるのであるならば、こういったところも村長はもう分かっているんですよ、効果があるということは、分かっているのであれば、実施するかどうか、それは財政的な問題も当然あるとは思いますが、そういうことであれば、どうせやるなら早急にやってほしい、今みんな苦しんでいるわけですから、今現在。そういう気持ちがあるなら、本当に一日も早い実施を望みたいと思います。

実は、国では来年度から、親が就労していない世帯でも保育園に入所することが可能となることを決めましたが、村では対応できるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

議員おただしの親が就労していない世帯でも保育園に入所することが可能となる国が進める「誰でも通園制度」ですが、概要は、親が働いていなくても月に一定時間、子どもを預けられるようにする通園制度で、対象児童は、6か月から3歳未満の児童となります。令和8年から全ての自治体で実施予定となっております。既にモデル事業として実施されている自治体もございますが、実施に当たっては、他の自治体でも保育士不足の問題や作業量の増加、安全面の管理について不安を感じている自治体が多く、実施に踏み込めないのが現状です。

現場の声として、保育士の不安に加え、既存の園児も年々支援を必要とする子どもが増えております。寄り添いながら保育する中で、さらにこの制度が追加になると、園に求められるものが大きくなり不安であるとの意見も全国的に出ている状況です。この制度を実施することにより、保護者の方の育児に対する負担軽減が図られるとの認識はしておりますが、まず保育士確保に向けた課題を優先に、解消するための施策を考えていかなければならないと感じております。

村といたしましても、先ほどの保育園の待機児童に関する一般質問でも答弁させていただきましたが、十分な保育士が確保できるよう保育士の処遇改善を含め、進めて

まいりたいと思います。その上で、十分な保育士が確保でき、施設要件等もクリアできた際には、「誰でも通園制度」の実施について協議してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 誰でも通園できる制度、これ白河市では受け入れると聞いております。西郷村では、当然この状況では受け入れることは困難なのかなと思いますので、そういった意味でも、保育士の確保に向けて頑張っていただきたいと思います。時間もありません。次の質問に移ります。

次に、子育て支援の3点目として、国保税から子ども均等割廃止について伺います。

子どもの均等割の減免は、これまでも何度か一般質問してきましたが、政府は全国の自治体からの要請や、全国知事会や全国市町村会などから強い要請を受け、令和4年度から、子どもの均等割は未就学児まで5割軽減されました。

均等割は、生まれた赤ちゃんから税金が発生します。年間1人3万1,800円支払うことになります。子どもが多い世帯ほど国保税が高くなります。少子化対策や子育て支援に逆行するものです。均等割は、ほかの医療保険にはありません。県内でも白河市をはじめ、18歳まで減免している自治体や、第2子以降を減免する自治体もあります。村でも減免に踏み込むべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

国保税の均等割についてのおたがしでございますが、均等割は、現在、県内全ての市町村が採用しているもので、国保に加入していれば子どもの人数分、課税の算定に含まれます。子ども1人当たりの均等割額は、世帯の所得により軽減がかかる場合については金額は変わりますが、基本額では、医療分が2万2,800円で、後期高齢者支援金分が9,000円、合計で年額3万1,800円となります。低所得者の軽減対策として、均等割には2割軽減、5割軽減、7割軽減の減額措置がございます。

令和4年度から国による制度改正により、未就学児を対象とする均等割保険税について2分の1を減額する制度が設けられましたが、子育て世帯の負担軽減として十分な制度とは言えない状況にあります。

県内においても、独自の財源を活用して、子育て支援を目的に18歳までの子どもの均等割減免を実施している市町村があるため、村でもその対象を未就学児に限ることなく、さらなる拡充を図っていきたいところではありますが、現在村では、不足する保険税相当分の財源については基金で補い、急激な税負担を抑えている状況であります。本村においては、基金を取り崩し、納付金の不足分へ充てているため、独自の減免を行うことが、現状困難であると考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国保の財政も大変厳しいとのことですが、現在の国保の基金について、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 基金額についてでございますが、令和5年4月1日現在

の本村の国民健康保険基金の保有額は２億１，２９３万円で、今年度５，０００万円を取り崩しておりますので、３月１日現在の保有額は、約１億６，２９３万円でございます。

○議長（真船正晃君）　１２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君）　１８歳まで、この均等割を村で負担するとなると、どのぐらいの財源が必要なんでしょうか。

○議長（真船正晃君）　住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君）　ゼロ歳から１８歳までの均等割をした場合の額についてでございますが、１月末現在の１８歳以下の国保加入者数は２５１人で、軽減を加味しない基本額を基に算出いたしますと、約６５３万円となります。子どもの均等割の減免に係る財源についてでございますが、基金を財源にしている市町村のほか、交付金の一部を財源として実施を可能としている市町村もございますが、西郷村においては、充てられる交付金を充ててもなお、財源が不足している状況でございます。

○議長（真船正晃君）　１２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君）　村では、基金も交付金も財源不足で減免できないということですから。さらに、一般財源から繰入れをするとペナルティーを受けるということで、減免は難しいとのこと。これでは、住民の生活は守れないのではないのでしょうか。国保税は、今でも高過ぎます。協会けんぽの約２倍と言われております。高額負担を強いられているのが現状です。

厚労省はこれまで、公費繰入れは自治体で判断できると国会で答弁してきました。同時に、公費繰入れにペナルティーを導入できたことも事実です。独自の軽減のために、ほかならぬ公費繰入れにペナルティーが導入されても、公費の繰入れは自治体の判断であることは変わりません。また、自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を犯すことになります。国の言いなりではなく、住民生活を守る立場で行政を行うかどうかだと思います。

今のお話だと、１８歳までの均等割は、減免しても６５３万円で済みます。多くの村民の負担軽減になり、子育て支援にもなります。全国自治会や全国市町村会などで、国保の減免や国保負担金の増額を求めています。他自治体でも実施しているということもあります。国からの減免を気にしていたのでは、村民の命は守れません。どうかこの辺も、村は交付団体でありますから、実施していただくようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、質問事項の３点目として、会計年度任用職員の処遇改善について質問を行います。

昨年の１２月議会で、２０２３年度の県人事委員会勧告に基づき、自治体職員の給与改定が行われ、議決されました。あわせて、会計年度任用職員の給与も改正されました。私も議案に賛成した立場で異論を唱えることについては申し訳ありませんが、しかしながら、会計年度任用職員の給与改定について、国の方針と異なることが判明しました。

国では、給与改定について、総務省は昨年5月2日に給与能率推進室長名で通知を出し、常勤職員の給与が改正された場合における会計年度任用職員の給与については改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本として、遡及するように求めています。

さらには、10月3日には福島県人事委員会からも、会計年度任用職員の勤勉手当について改正された地方自治法の趣旨に沿って適切に支給すること、また、常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与の改定について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改正すると明記されています。

昨年、西郷村でもこの人事院勧告に従って、常勤職員については遡及適用されましたが、会計年度任用職員には遡及適用がされませんでした。これは明らかに総務省通達や人事院勧告の指示にも反していると思いますが、なぜ、西郷村は会計年度任用職員の給与を常勤職員に準じて遡及しなかったのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 12番藤田議員の質問にお答えいたします。

福島県人事委員会からの勧告に基づき、前回、令和5年12月議会定例会におきまして、議員特別職、正職員及び会計年度任用職員の給与に係る条例改正の議案を上程し、可決をしていただきました。

会計年度任用職員の報酬につきましては、令和6年4月1日付の改定とし、差額遡及は行っておりませんでした。正職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、令和5年5月2日付、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知が、福島県市町村行政課を通じて、送付されています。

その中において、国においては規定の一部改正を行い、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じるようにしたこと、各地方公共団体に対しては、改定された正職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう助言がなされているところでございます。

村としまして、本通知を踏まえ、正職員に準じた遡及の実施を含め検討を重ねてまいりましたが、会計年度任用職員については、今年度は遡及を行わず、令和6年度からの報酬額の改定を行う内容で、前回議会定例会に議案を上程し、可決をいただいたものでございます。

理由としまして、会計年度任用職員については、正職員と違い、会計年度ごとの任期が定められており、その年度の報酬額を含めた任用条件を改めて示した上で任用していること、年度途中で報酬等の増額及び減額改定があり得ることは任用通知にあらかじめ明示することが望ましいとの総務省通知においても示されていること、また、年度途中での任用退職等も多く、遡及事務が困難な事例もあること等を理由に、今回は実施しなかったということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 令和5年度の給与改定には、4月まで遡って遡及しないということですか。じゃ、村は今後、どのような対応を取るんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

本村におきましては、先ほどお答えした理由から、年度途中での改定を見送る方針をしていたところですが、その後、情勢が変化しまして、遡及して支給する市町村が全国的にも増加しております。また、物価上昇が継続しているなど、社会情勢の変化もありますので、村としましては、今後、遡及に必要な額を今年度中に精査をさせていただいた上で、予算措置も含め、令和6年度のなるべく早い時期に遡及分の支給ができるよう実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） もう時間が来てしまって申し訳ないんですけども、遡及するということで理解いたしました。この件について、福島県内でも14市町村だけなんですよ、遡及しなかったのは。そういった意味では、保育士の処遇改善なんかを言っているんですから、まずそこからやらないと、ほか値上げしているけれども、給料が少ない人、保育士なんかはそうだと思うんですけども、遡及するのは当たり前で、今後もそういったことで、実施していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13 番 上田秀人君

1. 観光行政について
2. 子育て支援と高齢者福祉について
3. 農業行政について

○ 13 番（上田秀人君） 13 番でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

質問の 1 点目といたしまして、観光行政についてでございますけれども、まず 1 点目、村の観光地はどこだというふうにお考えなのか、考えをお示してください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

村の観光地はどこかということのご質問でございますが、自然の風景、史跡などで代表的な観光地を挙げますと、雪割溪谷や剣桂神社、西の郷遊歩道や西郷瀨、甲子、新甲子温泉などがございます。

また、村では着地型観光と位置づけて、フットパスを推進しておりますが、フットパスは、名の通った観光施設や史跡、名勝がなくても地元にある観光資源を掘り起こし、地元の四季折々の風景や体験、地域の歴史などをコース化することで、西郷村に来た方にその楽しさを味わっていただけるものと考えております。そのような意味では、西郷村全体が観光の資源であり、観光地と捉えることができるかと思いますが、対外的に前面に出して P R している観光地といたしましては、冒頭に申し上げました甲子温泉、新甲子温泉、あぶくま温泉などの温泉地をはじめ、阿武隈川源流地域にあります剣桂、雪割橋、遊歩道などが主なものとなっております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま 13 番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 56 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13 番上田秀人君の一般質問再質問を許します。13 番上田秀人君。

○ 13 番（上田秀人君） ただいまのこれまで P R してきた観光名所、あとは、新たに実施したフットパスによる着地型の観光地ということで、今お示しをいただきました。

今、答弁を聞いていて、珍しく私と一緒にの考えだなと思って、今聞いていたんですけれども、私が珍しいんですかね、これはね。

特に今回思ったのは、福島県がつくったあの観光ポスターありましたよね。「来て。」という。由井ヶ原の風景が写っている写真、あのポスターを見たときに、私なんか地元なものですから、日頃見慣れている景色がこういうふうに写ると、もう全然違って見えるし、何かもう一回行ってみたいと思うような、特に夜、撮影したよう

な時間帯に行ってみたいななんて思うような場所だなと思って、改めて認識をしたところがございます。

あとは、ちなみに今日も天気がいいんですけれども、この庁舎の上に上がって、那須山というか、甲子山のほうを見るとすごく景観がいいんですよ。ですから、この庁舎も1つの観光スポットになるのかなというふうには考えます。

そこで、改めて伺いたいと思うんですけれども、これまでPRしてきた場所ということで、いろんな形で村もPRをしてきたと思うんですけれども、観光地についてどのような情報発信を行ってきたのか、再度確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の第3ということで、村はどのような情報発信ということでのご質問かと思えます。

村の情報発信につきましては、ホームページをはじめ、SNSやパンフレット等により行っているところでございますけれども、現在、宿泊を伴う西郷村への観光客の居住地を見ますと、東京都が一番多く、次に福島県内、続いて宮城県、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県というような形で続けております。

東北新幹線、また東北自動車道など、交通網が発達している西郷村は、新幹線や自動車による来村が多いと考えられますので、主にそれらのエリアに居住する方々に、プロモーション活動を行っております。

具体的な活動といたしましては、各種イベントへの出展による観光PR、首都圏への各施設へのパンフレットの設置やプロモーション動画の提供、村内外でのイベントの際に、村のSNSのフォローによる宣伝など、いろいろなツールを活用しながら情報発信に努めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただきまして、SNSとかホームページを活用しての話ということだったんですけれども、村のホームページを見ていて、ふと、この間思ったのが、いわゆるフォトコンテストに応募された作品、その中から優秀な作品とか選ばれていると思うんですけれども、そういう写真を活用したフォトページをつくってはどうかと考えてみたんです。それに撮影場所添付をしながら、写真をいわゆるスライドショー、10秒とか20秒単位で切り替わっていく、そういうページをつくってはどうかのかなというふうに思ったんです。

それと、季節を少し早取りした形での写真の掲載というのがいいのかなと思って、ちょっと今、これから桜の咲く時季を迎えるので、桜の名所の写真をホームページに、フォトページをつくってそこに添付をしていく。この場所は、どこからこういうふうに見られますよとかと書いておくと。

桜が咲いたら、今度新たに新緑の写真とか、少し早め早めに掲載をしていく。そうやって興味を持っていただいて、本当にいいところだね。西郷村いいところだね、じ

や、行ってみようかというふうに仕向けていく、そういうページを作成してもいいんじゃないかというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ホームページ上で、フォトページなるものを作成して、四季折々の風景や写真などを季節を先取りして、前もって全体のPRしていったらどうかというご質問だと思いますが、非常にいいアイデアだという形で思っておりまして、ホームページにつきましては、いろいろ今後、試行錯誤重ねながら、いろいろと改善点があれば変更して、今議員のおっしゃったようなフォトページなるもの、写真が切り替わっていくようなものにつきましても、非常にいいアイデアだと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの答弁いただいて、検討していただけるということで理解をしたいと思います。

新たな観光地づくりということで、人の好みというのかな、嗜好というのは日々変わっていく部分があるということで、ただ唯一、花を見て怒る人はいないなというのは、今頭の中よぎっていたんで、例えば、あまりいい話ではないのかもしれないですけども、休耕田、あと作付をしていない畑、休耕畑というのか、そういったところに花の種をまいて、例えばこの時季ですと菜種の花が咲くような、そういう仕組みづくりもいいのかななんて思います。これは、隣の那須町で実際実証しております。菜種の花とか、あとはヒマワリの花もやるのかな、そういったことを計画されて、実施されてはどうかというふうに思います。

私、村長の名刺を頂いたことなかったんで、分からないままにちょっと発言しますが、村長の名刺、あとは担当されている職員の名刺に、いわゆる二次元バーコードを添付して、そこから先ほど答弁にあったホームページとか、インスタグラムのほうに入れるような仕組みづくりをしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃったフォトコンテスト、福島県の「来て。」という、役場の総務課にもかなり貼っておりますけれども、由井ヶ原の天の川すばらしいですね。フォトコンテストも前回、私審査したんですけども、本当に目からうろこということで、たくさんの写真がありました。もう、西郷村すばらしいところがいっぱいあるということを認識したところであります。早取りしてスライドやるというの、本当にいいアイデアだと思っております。

名刺についてのことでありますけれども、私も顔を売るのには、やはり名刺が必要です。そういったことも検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただけるということで、以前ですと、検討するのは

やらないと一緒だということで、しつこく言っていましたけれども、ぜひ、前向きに検討していただいて、村の観光PRを先頭に立って、村長には頑張っていたきたいと。また、その事務方として、担当課の職員も頑張っていたきたいなというふうに思います。そういう頑張りの下に、様々な方が共鳴されて、いろんなお手伝いをしてくれるのではないかとというふうに思うんです。

先ほど、答弁にもありましたように、SNSとか動画のやつをあちらこちらに配ったりしているというお話ありました。そういった意味で、さらに村内のインフルエンサーというのかな、観光に関しての村の魅力を発信してくれるインフルエンサーを、もっともっと増やす工夫をすべきだというふうに発言をして、次の質問に入りたいと思いますけれども。

続いて、旧キョロロン村・ちゃぼランド西郷跡地の活用についてということで伺いますけれども、同施設が閉鎖されて……4年ぐらいになるよね。時間は経過していますけれども、再利用する考えの下に、今いろんな団体と交渉されているというふうに全員協議会でも説明いただいています。

今後、どのような活用を考えているのか、まず考えを伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

旧キョロロン村・旧ちゃぼランド西郷の跡地を含む国有地につきましては、現在、用地の購入に向けて交渉を重ねておりまして、令和6年度中に買受けをできるように進めているところでございます。

買受け後の利用計画につきましては、現在、森林スポーツ公園として利用をする計画となっておりますが、用地の取得後、甲子、新甲子地区にある温泉、ゴルフ場や自然環境との相乗効果を図りながら、にぎわいを創出していきたいと考えているところでございます。

当面につきましては、森林を活用した憩いの公園として開放し、既存のきびたきの森トレーニングコースを利用しながらの合宿誘致や昨年開催しましたキャンプ場でのイベント開催など、周辺施設へも経済効果がある形で当面は事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村長の開会日の所信表明の中でも、観光でフットパスの継続とか、あと合宿の里づくりということで答弁があったので、それに基づいて、両施設をうまく活用しながら、さらには、森林公園としての落ち着いた滞在時間を楽しめるような場所づくりをされるのかなというふうに理解をするところでございます。

この合宿の里づくりということで、ちょっと引っかけたんですけれども、以前から合宿の里づくりということで、ずっとかいわいで話を聞いていました。この合宿の里づくりを行う上で、あの施設をどのように活用するのかなというのが、ひとつ、今

疑問点にあります。

ちやぼランドの脇にあったアクティブセンター、あそこにトレーニングマシンとか置いてあったと思ったんですけども、今もそのトレーニングマシンというのは、置いてあるんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アクティブセンターに、以前あったトレーニングマシンでございますけれども、現在はございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在はないということで、多分、村民体育館のほうに移した記憶がございます。

合宿の里づくりを、ずっとこれまで継続してやってきた。晴天のときは、天気がいいときは、きびたきの森とか、こども運動広場で活動できますよね。雨天時の対応どうするのかというところなんです。

ですから、アクティブセンター内で、そのトレーニングマシンがあれば、合宿に来た方たちは、そこで、体を動かすことができる、トレーニングすることができるんじゃないかと思うんですけども、それが今なくなってしまったということは、今度新たにそれを整備するお考えですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新たに、トレーニングマシン等を整備するのかということでのご質問だと思いますけれども、現在のところは、その施設を開放しながら休憩施設用や、荷物置場とかという形で当面の利用になるかと思っておりますけれども、行く行くにつきましては、そのようなことも考えられることはあるかと思っておりますけれども、現在では、トレーニングマシンを導入するというところまでには、至っていないところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁聞いていて、ちょっと弱いなと思うんですよ。

いわゆる合宿ですから、学生さん、大学生とかが主なのかなと思うんです。雨降ったときに、筋トレとか何かトレーニングできないのであれば、そこに魅力を感じないんじゃないかと思うんです。

例えば、長野のほうとか、清里とかあっちのほうに行きますと、それなりの設備が整っていて、いろんな合宿体系が取れるようになっていきますよね。ですから、もし村が本当に、合宿の里づくりをやるんだというお考えがあるのであれば、例えば、こういうマシンを作っているメーカーとかと提携をして、新たな新しいマシンを設置してもらおうとか、そこで、学生さんたちなりに、体験合宿に来た方たちに使っていただいて、モニターをしてもらおうとか、そういった意味でメーカーとうまく連携をして、村の負担を軽減しながら、そういうことをやっていくべきじゃないかと考えますけれども、いかががお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、合宿の里ということで取組に当たりまして、設備関係を整えていったほうが有効的だというようなご質問でございますけれども、将来的には、合宿の里づくりということで、今現在、西郷村のほうでは、合宿の里ということでトレーニングに来ていただいた方につきましては、補助金のほうを交付しておりまして、今後そちらのほうをもっと多くの団体さんに来ていただけるように、PRを図ってまいりたいと考えているところでございまして、その動向といたしますか、集客によっては、そのような設備関係を徐々に整えていくというようなことも考えられるであろうと思いますけれども、現在のところは、そこまで設備投資につきましては、計画がないところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今のところまだ、計画は未定だということなんですけれども、こちらがうまく仕向けてあげないと、人は集まらないと思うんです。そうすると余計、新甲子地区、甲子地区、寂しくなってしまうし、合宿に来ていただく方も、いなくなってしまうんじゃないかと思うんです。

これも以前、お話ししたと思うんですけれども、合宿の里づくりで長野のほうで頑張っている今、名前は出てこないんですけれども大学ラグビー、6大学のありますよね。東西対決をそこの合宿の中でやっていると。たまたま練習試合をやるんでしょうけれども、その試合を見たくて、一般の方が集まって来る。ですから周辺の宿泊施設にもお客さんが入るということで、相乗効果が生まれているという話をしたことあります。

ですから、村においても、合宿の里づくりと村長も所信の中でも言われているので、そこはもっと研究をされて、甲子地区、新甲子地区の人たちをうまく巻き込んで、再度整備を進めるべきではないかというふうに申し上げておきます。

また、話を戻しますけれども、旧キョロロン村・ちゃぼランド西郷の跡地についてですけれども、これらの施設を活用するに当たっては、私は、様々な世代から意見を伺うのもいいかと思います。しかしながら、私自身、自分を振り返ったときに、いわゆる固定観念、自由な発想に、とらわれてしまうというのか、そういうことにとらわれないような若い方たちの意見とか、考えを広く募って、さらにそういった若い方たちに運営のスタッフとして入ってもらう。年間通してずっと入るんじゃないですよ。一つのイベントをするために、その運営スタッフとして、一つのイベントの中に入ってもらう。そういう形で、その施設運営を考えてはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そこの施設につきましては運営ということで、様々な人にいろいろアイデアを出してもらって、参画してもらえればということでのご質問だと思いますけれども、議員

おっしゃるとおり、あそこにつきましては、今後、プロジェクトチームなり、何なりを立ち上げながら、こういった方向性に持っていくのか定めるところになりますけれども、産官学ということでのお話もありますけれども、産業界や学校、教育機関とか研究機関とか、公官庁などが協力をしながら、情報発信やいろいろな事業についてのアイデア等を求めて、より効果的な取組、新事業の創出ということでの話であっては、とても有意義なものだと考えておりますので、今後プロジェクトチームなどを立ち上げる際には、そのような取組も考えられるのかということではと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） どうも、答弁聞いていると固い。多分、私も答えるとなると、すぐに固くなってくると思う。ただ、前に若い人といろいろ話したときに、例えば大きな空間があって、そこで何したいと話を聞いたときに、たまたまその子が答えたのは、ボードゲームやりたいと、椅子とテーブルがあればできますと。そのボードゲームというのはいろんな種類、何百種類もあるのかな。そういうゲームを持ってきて、その会場で人が集まって、そこでゲームをやりたい。そういう若い人たちの考えというのは、面白いと思う。そういう発想をうまく活用すれば、テーブル、椅子あそこに置いてありますよね。そんなにお金かけないで、あその場所を使える。そこからこういう、新たないろんなアイデアが生まれてくるんじゃないかと考えます。

ですから、四角四面に考えることなく、自由な発想の下に、特にこの役場においては、若い職員いますので、若い職員からまずアイデアを募集してみるとか、そういったことも検討すべきだなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目としまして、子育て支援と高齢者福祉についてということですが、先ほども、先ほど、藤田議員からいろんな質問が出ました。私も、保育園の待機児童解消への取組について伺いますということで、これは質問ダブっていますけれども、先ほど、藤田議員に対する答弁を聞いていて思ったのは、いわゆる保育の待機児童の多くは未満児、3歳以下の子どもさんであるなというふうに理解をし、そこで、伺いたいと思いますけれども、さっきの藤田議員と質問がダブりますけれども、この保育園の待機児童の解消に向けて、村はどのような取組をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

待機児童解消に向けた取組についてでございますが、まず、待機児童の解消として、保育士の確保のための取組を行っていきたくて思っております。現在、保育士確保のための取組についての状況を、まず答弁させていただきたいと思っております。

これまで、就労の際の負担軽減と村内保育所への就労定着を目的とした、保育士就労準備金貸付事業を令和元年度の入職者より開始しており、これまでに29名の方への貸付けを実施しております。うち退職者は8名となっておりますが、7割以上の方は、継続して就労していただいている状況です。

また、同じく就労支援の一環として、令和元年度より、保育士等宿舍借上げ支援事

業を実施しており、補助要件を満たす保育士等の住居に係る費用負担の軽減を行っております。これまで、3施設で本事業の活用があり、5名の方の負担軽減を行いました。

また、令和4年度より、保育体制強化事業を開始しております。この事業は、保育所において掃除、食事や午睡の準備など、保育に係る周辺業務を担う保育補助者を雇用し、保育士の負担軽減を図るというものとなっております。令和4年度は2施設、令和5年度は1施設が活用しており、保育士の離職を防止する一助となっているところです。

そのほか、保育園の運営費を軽減するため、延長保育推進事業や障がい乳幼児保育事業を実施する民間保育園に対し、補助を行っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいて、先ほども藤田議員の質問に対する答弁を聞いていて、要するに保育士さんが集まらなくて、未満児さんの待機が解消できない部分があるということですよね。

ちょっと確認したいんですけども、未満児に対する保育士の人が集まらないというのは分かりました。各保育園において、未満児に必要とする保育室の確保、基準がありましたよね、こういう国の保育室が幾つ、面積が幾つとか。この基準というのは、この村のまきば、くまっこ、みずほ、川谷、この4つの保育園というのは、基準満たしていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

未満児に必要とされる保育室の面積基準ですが、ゼロ歳、1歳児は、乳児室1人当たり1.65平米、匍匐室1人当たり3.3平米、2歳児以上は、保育室及び遊戯室1人当たり1.98平米の面積が必要となります。

議員おただしの未満児に必要とする保育室については、村内のまきば、みずほ、くまっこ、川谷保育園の4保育園は、確保できております。しかし、入園を希望する未満児を各保育園全てで受け入れるとなると、保育士が確保できたとしても、面積基準を満たすことが困難となる居室も出てくると思われます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 必要とする面積が確保できないところもあるということ、保育士さんが確保できればということですね。

現在の村が実施している保育士さんを募集するためのいろいろな策ということで、就労、保育士の資格を取るための支援とか、宿舍の確保、あとは新たに人材派遣会社の人材派遣依頼ということで、当初の説明のときにも話ありました。これを実施しても、なかなか難しい状況が続くんだろうなというふうに思います。

その理由について、いろいろ自分なりに考えてみました。例えばですけれども、給与のさらなる増額、あとはリフレッシュ休暇などの創設、退職金制度の創設、こういったことをやって、いわゆる処遇改善を、さらにもう一歩進めるような保育士さんの

身分の安定化を図れば、もう少し保育士さんって集まってくるんじゃないか。あとは、潜在保育士っていますよね。保育士の免許持っているけれども、今その職から離れてしまっている人。そういった人が、新たに目を向けてくれるのではないかと考えますけれども、今言った対応というのは考えられますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、何といっても保育士確保にあるかと思います。

処遇改善につきましては、午前中の12番藤田節夫議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、保育士の離職などの状況見ますと、保育士の定着や就職希望者を増やすために、さらに処遇改善の取組が必要であると認識しております。

また、全国的に見ると、市町村単独で処遇改善のために補助金等を交付している自治体もございます。今後自治体へのヒアリングを行ったり、実施するための財源の捻出をどうするかいろいろ検討してまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 先ほども、藤田議員に対する答弁聞いていても、ふと思ったことがあります。いわゆる自治体、村は、人にお金をかけないで、どこに金かけるんだというのが私の持論です。

人を育てるための保育園です。その人を育てるための保育士さんを、そこにお金をかけないで、じゃ、何にお金をかけるんですか。今、本当に困っている方がいる。そこになぜ、早急にお金をかけないのかというところなんです。そこ、もう一度確認したいんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりでありまして、早急に検討していくということであります。

先ほど、お話ししましたように、まきば保育園の民営化も、その財源捻出の一つだと私は思っておりますので、それも進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） まきば保育園の民営化というお話もありました。私は、あまり賛成できない。いわゆる民に移してしまうことによって、じゃ民の責任の部分が強くなってくる。そうなったときには、本当に保育がきちんできるのかという部分もあります。

ただ、それと同時にあるのが、今、公設でやっているまきば保育園、職員の方と会計年度任用職員の給与の差額というのも出ますよね。それによって、同じ仕事をして、同じような責任を持ってやってもらっている。でも給料が全然違う、処遇が全然違う。そこをだから、きちんと整理しないといけないんじゃないかということで、今お話をさせてもらったんですけれども、ですから、もう一度申し上げますけれども、いわゆるお給料のさらなる増額ですよね。リフレッシュ休暇の創設、あとは退職金制度の創設など、こういった部分を整理して、一日も早く保育士さんを集めるべきだというふ

うに申し上げます。

もう一つ、新聞を見ていまして、ちょっと気になる場所があったんですけども、いわゆる保育園などで死亡などの重大事故が2015年から2022年までの間で、約4.8倍に増大しているという新聞の記事を見ました。これは、保育士さんの不足も十分考えられます。

こういった中で、未満児保育、未満児さんは体が小さいし、自分の体調変化をうまく伝えられない部分が本当に大きいと思います。ですから、そこの保育をするに当たって、いろんなリスクが出てくると思うんです。そのリスク対応の一助となるためには、公費による弁護士の確保などを行ってはどうかというふうに考えます。

これは、やはり今、日本も欧米型と言えればいいんですかね、何かあるとすぐ、裁判のほうに話が持っていかれてしまう。そうなったときに、事業者は、やはりリスクを背負いたくないということで、縮小していってしまう可能性がある。

ですから、そこを弁護士を公費によって負担をすることによって、万が一の場合に備えた策を講じるべきではないかと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おたしのとおり、保育園におけるトラブル、事故などが発生した場合、専門的な部分から弁護士の相談が必要になってくる場合もございます。顧問弁護士がいることで、日頃から法律に関する相談ができるようになります。これは、トラブルが起きることを未然に防ぐ体制を整えておくことができるため、保育士が、保育に専念することができるメリットがあると考えます。

しかし、保育士の離職防止の一環と保育リスクに対する対応として、公費による弁護士の確保をすべきとのことですが、民間保育園の保育リスクに対する対応として、公費による弁護士の確保についてはできないと考えております。

理由としては、様々な事案があるとは思いますが、例えば、保育園側に過失があった場合、その弁護士費用を公費にて賄うというようなことはできません。

しかし、保育リスクは保育士不足により、高まる可能性もあることから、先ほどの質問でも答弁させていただきましたが、保育士確保の施策として、保育士の定着や就職希望者を増やすために、さらに処遇改善の取組が必要であると認識しております。

また、先ほどの村長答弁でもありましたが、全国的に見ると市町村単独で、処遇改善のために補助金等を交付している自治体もございます。今後、実施自治体へのヒアリングを行うなど、実施するための財源捻出をどうするか考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、いろいろ答弁ももらったんですけども、申し訳ないけれども、やらないための理由づくりでしか聞こえない。先ほども、藤田議員の答弁の中で、そういうふうに思った課長さんの答弁ありましたけれども、どうやってできるかというのを、まず探るべきだと思う。

これ保育事業所もそうですよ。今度、民に移していこうという考えを持ったときに、

保育リスク、どういうふうにかバーできるかというの、やはり事業者考えると思う。ましてや、保育士さんもそうです。いろんなリスクをどういうふうに対応すべきかということのをいろいろ考えたときに、やはり小さい子を預かっていただくというのは、本当にリスクが大きくなってくるので、そういったリスクを考えたときに、じゃ本当は、子ども好きで保育士さんやりたいんだけど、私やっぱりおっかなくてできないわ、という方も出てくると思う。

それを改善するためには、やはり公的な部分で、直接、例えば費用負担しろとかじゃなくても、基金づくりの補助をしてあげるとか、いろんな形で迂回をしながらでもそういったリスク回避のための策を講じるべきではないかというふうに、私は考えますけれども、もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずは、処遇改善、そして保育士の確保にあるかと思います。そういったことに今後努めていって、何ができるかと、弁護士の公費なんかも、弁護士あればいいんですけども、ただ公費でできるかどうかというのは、非常にこれ厳しい問題でありますし、いろんなこと、この1年、民営化に向けた中でいろいろ検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただくということで、今言いましたように、いろんな形を、方向から考えて、いかにいい方向に進められるかということだと思う。

今も一生懸命、頑張ってもらっているの十分に理解しています。さらに、もう一步、二歩進めてもらって、いわゆる子育て環境よくする。そのことが、一番の少子化対策になるんじゃないかと私は考えます。

そういった中で、今回、国が示してきた国の子育て支援基金について、ちょっとひとくさりしてみたいなと思ったんですけども、いわゆる子ども政策で、1人146万円、これゼロ歳から18歳までの間という話でしたよね。ゼロ歳から2歳までの3年間に当たっては1人当たり51万円、1年間で単純計算すると17万円、月1万4,166円、1日139円。これだと、おむつ3枚ぐらいしか買えないよね。資料請求でもらったやつを見ていて、そう思ったんですけども、そういった中で、本当に子育て支援にこれ、国へのやり方というのはつながるのかなと思ったときに、村独自で、子育て支援の一つとして、未満児の乳幼児に対して、おむつ代と使用したおむつを入れるためのゴミ袋を支給してはどうかというふうに考えてみました。

提出していただいた資料で、単純に計算をしていくと、おむつを特に必要とする月齢はゼロ歳から2歳6か月までの乳幼児だということで、資料から読み取れました。おむつに月平均36枚使用、平均金額で月額8,200円、対象者人数で320人、おむつ単価は9,000円で計算したときに2,880万円、年間で3,456万円。ゴミ袋10枚入り320袋、10枚入りだから。おむつ専用ですから、10枚入り1袋あれば十分、間に合うと思うので、これ合わせて35万2,000円。合計で年

間3,500万円。

実効ある子育て支援ができると思いますけれども、村長、いかがお考えになりますか。今、早口で言いましたけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ちょっと、早口で、申し訳ありませんけれども、もう一度お願いしたいんですけれども。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 早口で言って、ごまかそうというつもりはないんですけれども、いわゆるゼロ歳から2歳6か月までの乳児の方に対して、おむつを支給してはどうかということで、使用したおむつは、捨てるというか、処理していただくためのごみ袋の支給ということも併せてどうかということで、合計金額で年間3,500万円程度でできると、実施できるのではないかと。私の計算ですよ、これはね。

この金額で、本当の意味での子育て支援ができる。そうすることによって、西郷村の子育て支援というのはすばらしいと、村長の評価いただけるんじゃないかと思って提案をしていますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） よろしいですか。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今回分かりました。おむつとそのごみ袋ということで、年間3,500万円ということでしたよね。子育て、いろんなメニューありますから、これに特化することなく、総合的に子育てを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これは、通告ぎりぎりの部分なんで、これ以上もう追及しませんけれども、いわゆる支援金負担額として、医療保険とあとは社会保障の見直しとかということで、18歳以上の方は2026年から300円増、2027年で400円、2028年で500円、段階的に負担増やされていきますよね。こういった中で、何ができる。その増やされた中で、また社会保障が削られた中で、我々大きな負担になってくる。これと比較したときに、こういった策というのは、本当に有効的じゃないかと思って、今提案をさせてもらいました。ぜひ、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、子どもたちが自由に遊べる公園の整備についてのお考えということで、村内各所の公園、児童遊び場については理解をしております。

今回、確認するのは、子どもたちが自由に遊べる場所、広場と言えいいんですかね。自由に走り回れるような広場、特に、遊具など要らないという話を聞いています。芝生が張ってあれば最高ですと。あと築山があれば理想ですね。あとは水の遊び場、できれば、自然のせせらぎがあれば一番いいんですけれどもという声が寄せられました。

子どもは、いわゆる遊びの天才だと私も思っていますので、こういった自由に使える広場について、整備をすべきではないかと考えますけれども、村の考えを伺います。

いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 13番上田秀人議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、子どもたちが自由に遊べる公園の整備の考え方ということでお尋ねでございました。

現在、建設課において管理している公園につきましては、都市公園をはじめ、児童遊び場、公営住宅内公園、宅地分譲に伴う開発公園など、現在48か所になっておりまして、公園広場等の役割は、人々のレクリエーションの活動、良好な景観、環境の形成、地域コミュニティーの形成、地域の人々が集まり語り合える交流の空間、子どもたちの遊び場の提供など、様々なことが上げられる多面的な空間となっております。

このようなことから、多岐にわたる目的を持つ公園、広場の設置の意義というものは重要であると考えています。

しかし、公園を管理していく上では、定期的な除草、枝葉等の伐採、ごみ拾い、トイレの清掃等をはじめ、定期的な遊具の点検や点検結果に基づく修繕など、維持管理に要する経費は年々増加しているのが現状となっております。

議員からおただしのございました芝生が張られ、築山や水の遊び場等がある子どもたちが自由に遊び、走り回れるような広場を持つ公園というものは、村が管理する施設においては状況にありますが、豊かな地域づくりの形成はもとより、利用者の心身の健康増進、子どもたちの健全な育成、さらには子どもたちのみならず、親同士のコミュニケーションの場や、触れ合いの場を創出するような施設が配置された公園の提供ができれば、利用者からも喜ばれる交流の拠点となり、利用者の増加にもつながるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 考えておりますということで、答弁終わったんですけれども、私が言っているのは、いわゆる今のあちらこちらの公園見ていると、いろんな遊具が設置してあって、どうぞここで遊びなさいという上から目線と取れる部分もあるなと思うんですよ。

いろんな子育て中の今、保護者の方とお話をする、ああいう遊具って本当に必要なのという話を聞くときが多いんです。反対に、あることによって、村も点検するためにお金かかりますよね。子どもたちもそこで遊ぶことによって、転落とか、いろんな危険も伴うよね。月齢の大きい子から小さい子までいろんな、遊びますよね。そうなったときに、やっぱりその遊具がらみで、事故の起きる可能性もあるよねと、指摘を受けたんです。

その中で、いろいろ話を聞いていると、本当にもう芝生で何もない、今、答弁の中にもあったように、あずまやとかちょっと休憩できる場所があって、子どもたちが自由に遊べる、そういう場所があったらいいよねという話なんです。

そういったものを、村でぜひ検討すべきだなと思うんです。例えばそういうもの、

遊具がなければ、芝管理ぐらいで、トイレがあればトイレの管理も必要になってきますけれども、そういった公園づくりを、今後進めるべきではないかと考えますけれども、再度伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

ただいま議員からお尋ねのございました、広大な広い芝生の張られた広場等を持つ公園については、近隣においては白河市の南湖公園とか、お城山公園とか、あと那須町の余笹川ふれあい公園などがございます。

私も、その脇の道路通ったりしたときに、子どもが走り回る姿や親子でレジャーシートを敷いて食事をしている光景などを見ておりまして、大変ほほ笑ましく思っております。本当に、親子の触れ合いの場となっているなど感じております。

しかし、新たに公園を整備するには、多額の費用、敷地を必要としますので、現時点においては、新たな公園の整備としては、実効性としては低いと考えており、現実的な方法ではないと考えております。

村の考える一つの方策というか、まずは、既存の公園、広場等を利活用した施設の拡充や更新に努めることにより、現整備に伴う費用の縮減が図られて、公園の利用促進にもつながるものと考えております。

村としても、既存施設の面積や安全性、施設整備などの条件を十分検証した上で、地域の実情、また意見なども踏まえて整備の方向性については、判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） すごい、性格が出るなって、今答弁を聞いていてね、真面目過ぎるなって思う。いわゆる公園、多世代で使えるような公園づくりを、村は目指していったらいいのかなと思うんです。その管理についても、その地域の方、また公園利用者の方に、うまく管理をしてもらうような仕組みづくりをしながら、多世代の方が交流できるような、自由に使えるような公園を整備すべきだなと思うんです。

いわゆる行政の考えだと、先ほども言いましたように、どうしてもここに遊具置いて、これを置いてと考えてしまう。果たして、それが本当に正解なのかと言ったら、そうではない部分もある。例えば、子どもを本当に遊ばせたいと思うのであれば、米にあるキッズランドに行って、子どもさん遊ばせればいいだけの話ですよ。野球やりたいのであれば、各学校のグラウンド使わせてもらって、野球やるとか、サッカーをやるとかいろんな形あると思う。

そうじゃなくて、本当にのんびりと過ごせるような、そういった空間づくりも、場所づくりも必要じゃないかと考えて、今回、質問入れました。そういったこと申しつけて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、高齢者福祉についてでございますけれども、高齢者生活支援の取組状況についてお示しをください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 13番上田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者生活支援の取組状況についてのお尋ねであります。

村では、令和3年から令和5年度までは、第9次西郷村高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づきまして、施策を展開しているところでございますが、その中の基本目標の中にあります高齢者福祉の充実施策のうち、現在、村で実施している介護保険サービス以外の高齢者在宅福祉サービスとして、説明させていただきたいと思います。

まず、高齢者の自立支援の取組といたしまして、介護保険対象外の方に訪問介護員を派遣し、家事援助サービスを提供する、軽度生活援助事業、また家の段差解消や手すりなどの取付けを行う高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、衛生面の取組といたしましては、理美容院に出向くことが困難な方に対して、訪問による理美容サービスの出張費用を助成する訪問理美容サービス事業、そのほか寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、高齢者紙おむつ助成事業。

健康維持に関する取組といたしまして、はりきゅうマッサージ施術費助成事業、補聴器購入費助成事業、熱中症予防対策といたしまして、冷房器具購入費助成事業、感染症予防対策といたしまして、インフルエンザワクチン助成事業、肺炎球菌ワクチン助成事業などに取り組んでおります。

また、高齢者の見守り事業といたしましては、高齢者福祉トータルサポート事業による高齢者の実態把握や緊急通報装置、見守りセンサー、火災報知機などを対応し24時間体制で、急病や火災、事故に対応する見守り安心ネットワーク事業、家庭ごみを収集場まで搬送することが困難な方へ、安否確認によるごみ収集を行うさわやか訪問収集事業、認知症などにより行方不明になった場合に早期発見、保護ができるよう事前に身体的特徴や写真等を村へ登録していただく、おかえり・見守り事前登録事業に取り組んでおります。

さらに、交通弱者に対する生活支援サービスとしては、企画政策課のほうで取り組んでおりますデマンド交通、そのほか、配食サービス、権利擁護、それから成年後見制度利用支援事業。

また、高齢者の生きがいづくりや、社会参加、健康づくりの取組といたしましては、介護保険対象外の方がデイサービス通所にて入浴、食事、生活指導、健康チェックの提供を受けることができる生きがい活動支援事業、高齢者の居場所づくりといたしましては、通いの場であったりサロン、それから老人クラブへの助成、地域での体操教室の立ち上げ、また、認知症カフェなど関係機関と連携し、健康づくり介護予防、閉じこもり防止にも取り組んでいるところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） とてもいろいろ答弁いただいて、いろんな事業に取り組まれているなという部分があります。

一番基本的な部分で気になるところが、いわゆる今、介護保険法改正されますよね。

これも、お話ししましたけれども、昨年の12月7日ですか、厚労省の審議会、急に打ち切られて、新年度予算の中で何を審査していくんだということで、決めていくんだということで、急に変わりましたよね。今聞こえてくる内容で、この部分で話をしていきますと、訪問介護事業の基本報酬を2から3%引き下げる予定だと。

これは、いわゆる事業所が比較的用かっているから、黒字幅が大きいので、引下げをするんだという国の方針なんですけれども、果たして本当にどうなのかということなんですよね。いろいろ調べてみると、訪問介護事業者の約4割は赤字で、引き下げられたら、まず閉鎖や倒産に追い込まれてしまうんじゃないかという記事も出ています。

この高齢者の生活支援についての今後の取組について伺いますということですが、1963年に高齢者の介護は家族間の責任とされていたものが、高度成長期により、人が地方から都市部に流れたということで、核家族化が進んだということで、老人福祉法が制定されたと理解しています。これを基に、動いてきていると。

その後に、1970年に改正が行われて、1982年に老人保健法が制定されたら、高齢者の医療費の一部負担を今もずっと引きずっていますけれども、負担を強いただけのことになってきた。

高齢者生活支援を老人福祉法の定める、いわゆる居宅サービスに読み替えて伺いますが、介護保険法の改正案から見る訪問介護サービスの内容が、私は、縮小されてしまうんじゃないかと思って、いわゆる介護報酬が2%、3%引き下げられたときに、果たして、それに対応する職員の方、事業者雇っていただけるのかという心配がありますよね。今でも、かなり厳しい状況でやっている。そういった中で、基本報酬が引き下げられてしまえば、事業所は先ほど言いましたように、閉鎖や倒産に追い込まれてしまう可能性があるんじゃないか。

こうなった場合に、村はどうされるのかということなんです。これらのサービスが介護保険法の対象外、縮小となった場合、村はサービスを提供するのか、しないのか。しなければいけないと私は考えますが、まず、そこから確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国のほうの制度改正、介護訪問ヘルパーの報酬が下がってしまうということで、このままでは、事業所のほうが縮小されて閉鎖や倒産に追い込まれてしまうのではないかと。そういった際、村ではどう考えているのかということだと思います。

確かに、都会のほうでは、地域が密集してしまっていて、訪問ヘルパーさんは、時間的なものについてはすぐ行けるということで、安定しているのかなと思いますが、こちら西郷村の場合は、地域も広くて安定しているとはちょっと私も思わず、国の報酬引き下げることについて、本当に疑問を感じているところでございます。

村のほうといたしましては、県のほうの会議でもございましたけれども、訪問ヘルパーさん、こちらもう高齢化して成り手もない。村独自で、なかなかそういった方

に補助というのも難しいので、県のほうでも、こういった方に対する補助をぜひ考えてほしいということで、もう要望はしております。

ただ、村のほうでも、そういったことを踏まえまして、支援を必要とする在宅の高齢者、こういった方を支えるためには、公的な制度や仕組みによるサービスだけでは十分ではありません。

そこで、地域計画の中にもありますように、生活支援体制整備事業、そういったものの整備推進が上げられておりまして、身近な住民や元気な高齢者の方に、そういったものを担っていただいて、見守り支えていくそういった仕組みづくりが必要ではないかということで、そういったところに力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁をいただいて、1点ちょっと確認したい部分が出てきました。

今回、改定される介護保険法の中で、いわゆる訪問介護事業の基本報酬を2%から3%引き下げる予定ですよということで、恐らく、法の定めによると今月末で国の予算が決まるんで、これもこのまま決まってしまうんだろうなと思うんですけども、介護報酬を引き下げることによって、いわゆる訪問介護を村独自でやった場合のペナルティーとかそういうものというのは心配ないんですか。ちょっと確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） お答えいたします。

ちょっと村のほうにペナルティーがあるのかどうか、まだちょっと現在では分かりかねます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 老人居宅介護事業ということで、老人福祉法の中でうたっているんですけども、いわゆる介護保険の対象外となっている場合は自治体がサービスを提供しなければいけないということで、これまで、介護保険法、何回か改正されましたよね。それに伴って介護保険の事業から外されたもの、これに関しては自治体の責任でやりなさいよと国からの指示が、省令か政令か何かであったと思うんです。今回、介護報酬の見直しということで、果たして、そのような流れになるのかというの

がちよっと不安なんです。そこを、まず早急に確認をすべきだなと思います。

それと、先ほど、答弁の中で県のほうからも、ぜひ補助を考えてほしいということでお話があったということで答弁があったと思うんですけども、その中で、計画を上げて、見守りとか生活支援の実施を考えていくということなんですけれども、時間も迫ってきていますので、ここでもう、この質問で終わろうかなと今思っているんですけども、そういった意味で、村として何をすべきなのか、何をしなければいけないのかというところだと思うんです。

いつも、私、この場で申し上げているように、いわゆる村が独自で訪問介護サービスを行った場合に、もしかすると介護保険法に反するのかもしれない、先ほど申し上げました老人保健法にも反するのかもしれない。しかしながら、いつも言っていますが、日本国憲法並びに老人福祉法に関しては反しない、その考えの下に、きちんと村内の高齢者の方が人間として尊厳が保たれて、人間として当たり前の生活ができるような施策づくりを早急に実施していただきたいと、このように申し上げます。

いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） お答えいたします。

確かに、高齢者が身近な地域で尊厳ある生活を送るためには、そういったものを真剣に考えて取り組んでいく必要があると思っております。ここの住民の皆様に寄り添った、そういったものが構築できますように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、前向きの答弁をもらったんですけども、いわゆる高齢者の方というのは、将来的な不安というのが大きくなってきているというふうに理解をしています。将来的な不安を少しでも取り除くために努力していただきたい。年を取ることに對しての喜びを感じられるような村づくりを進めていただきたい。いわゆる先の生活が安定することによって、今問題になってきている少子化対策にもつながるんじゃないかと私は考えています。

ですので、事務的な部分は課長の両肩にかかっていますので、ぜひ頑張りたい。そして、最終的な判断は村長がしていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、3の農業行政についてでございますけれども、まず、1点目としまして、令和6年2月27日の強風による農業施設等の被害の把握と対応について伺いますということですけども、どのような形で被害状況把握をされたのか、まず確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような形で被害を確認したのかというご質問でございますけれども、令和6年2月27日の強風による農業施設等への被害でございますが、主な被害といたしましては、パイプハウスにおけるビニールの破損、また、めくれ上がる等の被害が最も多

く、大きな被害といたしましては、園芸施設用パイプハウス1棟が傾き全壊扱いとなっております。その他、屋根部分、扉部分など一部破損が7件ございました。

今回の強風の災害で最も多かったハウスの被覆材、ビニールの破れになりますけれども、22件となっております。合計でパイプハウスの被害が30件となり、うち水稻に係る育苗ハウスが21件、野菜と園芸作物に係るハウスが9件となっております。

その中で、農業共済加入者につきましては、8世帯12件となっているところでございます。

どのようにして把握したのかというようなことでございますけれども、被害状況の把握の方法といたしましては、基本的には、住民の方からの連絡とパトロールの実施及びJA夢みなみや農業共済組合、県南農林事務所などの関係機関との情報共有を通して把握したところでございます。

大きな被害が発生した際には、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき県に農業等の被害報告を行うこととなっており、被害状況や件数等を報告したところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） たまたま、私ども議会のほうは、このときは、予算の説明会ということでこの庁舎に詰めていました。28日の日に、たまたま担当課が説明会があるということで、その場でお話をさせてもらったんですけれども、私、その場で、インフォカナル西郷にて広報して、取りあえず、被害を受けられた方は写真を作成しておいてくださいよという依頼をしてはどうかというお話をしました。なぜ、そういう話をしたのかというと、いわゆる、誤解を生じる可能性もありますよね、インフォカナルでそういう連絡が来た場合、じゃ、何か対応してもらえるのかとか、補助をもらえるのかとか誤解をされる可能性もある。しかしながら、取りこぼしもあるんじゃないかという心配もあったんです。とりあえず、まず、2月27日の強風で、どういう被害が村の中で起きたのかということを正確に把握するためには、やはり、そういう呼び掛けをして村に申告をしてもらう、申告がいいのかというのはちょっと分かりませんが、そういうふうな確認をすべきだというふうに考えました。

ちょっと確認したいんですけれども、パイプハウスが30件という話でした。これ以外にも被害はあったんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

パイプハウス以外の被災につきましては、いろいろ倒木等、あと、住宅の屋根がめくれ上がったとか、いろいろ話は聞いておりますけれども、農業被害という面でおきますと、パイプハウスの被害ということでのみ把握をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私、農業施設と言ったんだ、この28日の日、農業施設等に対しての被害調査を行うべきだと。たまたまですけれども、ビニールハウスが、ビニー

ルが破かれたり、飛ばされたりというのは、帰り道々、すごい被害だなと思って見ていたんです。説明会が終わった後に、たまたま入ってきた話で、畜産農家の方の倉庫兼事務所の屋根がむかれたという話も入ってきた。その方に、写真を撮ったのか撮っていないのか、確認もしなかったんですけれども、恐らく、その方はそういう情報は伝わっていないんだろうなと思う。そこに行政の不公平が出るんじゃないかと思った。

今さらそれを言っても始まらないので、このパイプハウス30件、あとは、畜産農家の方の事務所兼倉庫の屋根が飛んだという部分に関して、村ではどう対応するのか、こういった補助をするとかしらないとか、そういったお考えというのはありますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村としてどのような補助があるのかということでございますけれども、まず、農業被害に当たりまして様々な制度がありますけれども、まず、国におきましては、今回、能登半島地震で、激甚災害法や生活設計支援法というもので、農機購入に係る費用につきましては最大9割を助成するなど、大規模な災害において、法律によって、補助率が高いような支援がございます。また、県における農業被害の支援といたしましては、福島県農業災害対策補助事業という制度がございます。内容につきましては、おおむね被害額が県単位で1億円、方部単位、中通りになりますが、方部単位で5,000万円、農林事務所単位、県南地方になりますけれども、県南地方で3,000万円の被害を超える災害となれば、復旧に当たり福島県農業等災害対策補助金により資材の共同購入等ができるという制度がございます。

しかしながら、今回の強風被害につきましては、被害の規模が規定を満たさず、また、被害内容のほとんどがハウスのビニールとなっておりますので、ビニールにつきましては対象外というふうになっていることから、補助は該当外となっております。現在、村につきましては、自然災害等による農業被害の補助制度はございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 一番聞きたいのはそこだったんです。村はどう対応するんだということ。例えば、農業生産資材の補助ということで、年間10万円まででしたか、補助がありましたよね、何かそういうのが。そういうので、例えば、ビニールハウスのビニールが買えれば、張り替えの手間賃は自分で持つとかとなるかもしれないけれども、そういったものを、もうちょっと拡大する考えはないのかと思ったんです。

例えば、大型のハウスですと、うちのハウスを引き合いに出せば、間口4間の奥行12間のハウス、これビニールだけでも大体10万円近くかかってしまうんです。1人では張り替えできないので、やはり、2人、3人とお願いをして張り替えをする、そうなったときの日当の部分というのもいろいろ出てくる、ビニール代も出ますけれども、そういったことが、2月27日の強風によって村のあちこちで起きている。そういったものを村で見ていて、なぜ、さらにちょっとでも応援するような考えを持たれないのか、そこを確認したい。村長いかがですか。もうちょっと応援すべきではな

いかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 2月27日の災害のビニール被害については、課長が答弁したとおりでありまして、村で何ができるかということでありまして、現在のところ、村の補助メニューには入っていないということでありまして。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村の補助メニューには入っていないということで、入っていないのは分かっている。新たにつくるべきじゃないんですかと私、申し上げている。伺います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） これは県の災害の、先ほど課長が説明したとおりありますもんですから、それらとの整合を図りながら、今後は、こういったことの対応で検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 県は県で、県会議員の先生方が、いろいろお話しされていると思います。私は村の議員なんで、村の話をします。村としてどう対応するのかということだ。現実には、2月27日に強風の被害が出ている。ビニールハウス、村内でも今30棟、この議会の中でも何人か被害を受けている方もいらっしゃいます。私は幸いにして何の被害もなかったもので、本当にありがたいなと思っていますけれども、そういった中で、村として何ができるのか、そこをまず考えるべきだと思うんです。

次の質問に入りたいと思いますけれども、質問に入るに当たって、いわゆる、今、国が改正案を考えている農業基本法、これ、ご覧になったことありますか、ご一読になりましたか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国が行う基本法の改正につきましては、農業新聞等で、概要的な部分でございますけれども、見たことはございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私も、新聞をためて読む癖があつて、たまたま昨日広げて見ていたら、農業基本法の改正案ということで、ダイジェスト版で出ているのを見つけて、ちょっと見ていたんですけども、非常に驚きました。今回の改正の柱というのは大体6点なのかなと思って読んでいました。

まず、一番驚いたのが、いわゆる食料自給率の向上の放棄なんです。輸入を拡大するというのを明確にうたっている。その輸入に関しても、相手国の農業輸出の支援を行う。国内の農家を支援するんじゃなくて相手国の農業輸出に関して支援を行う。日本の農業は輸出で稼げ、ロボット農業の推進、これは村の当初予算の中にもありましたよね、スマート農業とかどうのこうのと。価格保証や所得補償、価格転嫁もない、食料支援も民間のフードバンク任せ、いわゆる、今、こども食堂、いろいろ村の中で

もやってもらっています。これに関しても民間任せだというふうには、この農業基本法を見ていてそういうふうには取れる。そういった中で、今、しつこいようですけれども、2月27日の強風の被害を受けた方が、もう一回頑張って農業をやろうかとなったときに、本当にどうなのかなと思うところがあります。そこで、村の、いわゆる農業に対する姿勢が見えてくるのかなと思うんですけれども。

その中で、ひとつ気になったのが、新たな特産品の開発についてということで、今回、当初予算の資料の中で見ていたのが、議案第35号関係の添付資料で、令和6年2月13日付で、一般財団西郷村農業公社に対して指定管理選定結果通知書が添付されていました。この中で、選定理由の中に、売上げにつながるような特産品開発に取り組むことを求めるとありました。村として、いわゆる特産品の開発、栽培を、支援を農業公社のほうに求めるのであれば、村として、この考えはどうなんだということ、ちょっと確認したいんですけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新たな特産品の開発と栽培に対する支援についてということでのご質問でございますけれども、昨年から、村内につきましては、小麦の生産と、その小麦で麺やパンを作っていくというような動きが見られているところでございます。

そのような中、村では、小麦栽培の振興ということで、水田での転作作物を推進し、転作助成単価を10アール当たり4万円から、産地交付金を5,000円アップしトータル4万5,000円と増額をして支援を図っており、試作品等が完成した際には、イベントなどで食するなど協力をしていければと考えております。

また、新たなものではないかもしれませんが、令和8年度からブロッコリーが指定野菜となります。当村でも以前から栽培がなされている野菜でもあり、取り組みやすい農産物ではないかと考えているところでございます。

新たな特産物の開発と栽培に対する支援ということで、現在、村におきましては、村の単独事業で行っているのが、野菜、花卉、果樹などの今後新たな生産、販売を計画し新品種の導入や生産拡大を計画している方について、野菜等生産振興対策事業による助成を実施しております。

また、村の農産物を活用した特産品、独自化商品の開発、販売を計画している方につきましても助成の対象となっておりますので、ぜひ、この事業を活用していただき、特産品開発を推進してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、いろいろ答弁されましたけれども、やっている感が、もう前面に出てしまって、現場にはそれが出ていない。いわゆる生産農家の方に対しては、直接的なものというのはほとんどないと思います。それと、いわゆる6次化商品の開発ということでお話しされましたけれども、私も、県南農林事務所の関係とか、県南振興局の絡みで、いろいろお話を聞いたりなんたりしています。6次化に関しては、いわゆる個人とか農家さんが対応するに当たっては、保健所の許認可が厳し過ぎて対

応できないと言っているくらいです。本当にそうです。そういった中で、そういう現実をちゃんとつかまえて、村としてどういうふうな考えでいくんだと、例えば、ブロッコリーだったら、ブロッコリーを使った特産品を村を挙げてやるんだと、産業振興課を挙げて対応していくんだと、そういう強い思いが伝わってこない。それで本当に、今、国が言っている子育て支援金で、今後、各保険で最高500円ですね、3年後は、2年据え置き、3年後では500円アップ、その保険料を、例えば、国では、農家の方が負担できるのか、国は、賃金を上げるから、その分は負担できるんだといっています。農家の方は収入が上がらなければならない。ところが、この農業基本法の改定を見てもそうですし、いわゆる生産の商品の価格転嫁もできないような、そういった中で、本当にその分上げられるのかとなると、やはり大きな疑問はある。ですから、村に、もっともっと前に出て頑張っていたきたいというふうに申し上げます。

続いて、3の有機栽培と栽培支援についてのお考えについて伺いますということですが、すけれども、せんだって、これは3月1日の日本共産党が出している赤旗新聞の最後のページで、ちょっとショッキングな部分を見つけてしまったんで、内容を変えようかなと思って、今日はいます。

人間の血液に微少プラスチックということで、これは、日本の病院で採取された人間の血液や腎臓の組織から、目に見えない微少なプラスチックや有害な化学物質を検出したと。東京農工大学の高田秀重教授たちの研究グループが、28日、29日、同日の東京都内で開かれた水質環境部会のプラスチック汚染に関する国際シンポジウムの中で発表したと出ていた。これ、私、以前言いましたよね、マイクロプラスチックの話、農薬の話で、この話、伝わったんですけれども、いわゆるプラスチックというのは、そういう有害物質を吸着しやすい。プラスチック自体も問題になっているとありますけれども、今回そこまでは、高田教授は、まだ研究途中だということで発表はされていませんけれども、高田教授が言われているのは、添加剤やPCBの毒性を考えると安心できる状況ではないと結論づけている。

そういった中で、食の安全というのはどういうふう守っていくんだという部分なんです。一番影響を受けやすい、やはり、何よりも大事にしなければいけない子どもさんたち、我々大人もそうですけれども、子どもたちが口にするもの、いかに安心安全なものを生産して子どもたちに届けられるかと、それが我々大人に与えられた役割ではないかと考えます。

そういった中で、いわゆる有機栽培、その栽培支援、実際に栽培するとなると大変です。以前、私も取り組みをしたことがあります。途中で断念しました、恥ずかしながら。一生懸命作ったものであっても、形が悪いとか何か、もう売れないものが多くなってくる、そういった意味で経営的には本当に厳しい状況が続くと思います。私の周りでも、今、有機栽培で頑張っている方、3件ほどあります。ただ、やはり話を聞いてみますと、なかなか厳しいと。自分で食べるぐらいでもう終わりかなというぐらいの話なんです。そういった面で、食の安全を考えた中で、村としては、有機栽培の支援、どのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

有機栽培と栽培支援についての考えということでのご質問でございますけれども、地球温暖化対策やSDGsの取組においても、農薬や化学肥料を減らし環境に配慮した農業の推進を図り、国のみどりの食料システム戦略推進総合対策の中においても、2050年度までに農地の25%を有機農業に引き上げる目標を掲げております。当村では、平成20年に有機農産物生産工程管理者認定を受け、1団体が水稻1.8ヘクタール余りで有機JAS米を生産しておりました。しかしながら、東日本大震災における東京電力の原発事故の風評により、震災後は消費者に受け入れられないという状況となり、手間暇かけて生産されたお米が売れないというような状況で、栽培をやむを得なく断念してしまったという経緯がございます。しかしながら、震災からの復興と社会情勢から、有機栽培については、今後、重要視される栽培体系であり、村におきましては、村単独の事業になりますが、環境保全型農業推進事業により有機栽培を推進し、特別栽培米、有機栽培米に、それぞれ10アール当たり5,000円の補助を実施し、また、国のみどりの食料システム総合戦略交付金にある有機転換推進事業では、10アール当たり2万円などの補助事業を活用し推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村の取り組みが、何となく見えてきた部分がございます。ただ、米だけということで、野菜全般にも広げるべきではないかと思います。なおかつ、先ほども答弁あったように、作ったものがなかなか売れないと、断念してしまった方もいらっしゃるということでありました。ですから、有機栽培の農産物を推奨するのであれば、もっと生産物の価格の保証という部分にやっぱり踏み込むべきかなと思うんです。ただし、市場原理が働きますので、村が介入するのはなかなか難しいと思う。その中で、ひとつ考えられるのは、いわゆる学校給食で使うのはどうかと考えます。1年間のうちの、換算すればほんの僅かの食事回数になるかと思います。でも、その中で、1日1回でもいいから、きちんとした安全なものを食べさせてあげたい、そういう親の思いを、やはり応えるべきだと思うし、私もそうあるべきだと思う。

有害物質の話をしましたけれども、これは、研究の結果の中で、いわゆるデトックス、排出する機能が人間には備わっているということで、1か月間、有機栽培の食材だけで生活をすると、体内の有害物質は排出されるという研究結果もあります。ですから、3食のうちの1食なのかもしれない、1年間のうちの3分の1ぐらいの食事の回数になるかもしれない。それでも、やはり、村はそこに着目して、きちんと力を入れて、有機栽培の安心・安全なものを子どもたちに提供すべきだと申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇1 番 小澤佑太君

1. 学校教育について

○1 番（小澤佑太君） 1 番、参政党の小澤佑太です。

通告に従い一般質問を始めます。

学校教育についてですが、まず、不登校生徒について伺います。

文部科学省が公表した調査結果によれば、令和4年度における小・中学校の不登校児童生徒数は約30万人で、前年度から22.1%増加し、10年連続の増加で過去最多となったそうです。不登校割合としては、小学校で約60人に1人、中学校で約17人に1人が不登校の計算となります。不登校理由については、小・中学校共に、約半分が、無気力、不安だったそうです。もちろんこれは、文部科学省調べなので、リアルな子どもたちの直結した理由ではないかもしれませんが、人目を気にしているだとか、他者への比較、勉強をやらされているなどが無気力、不安の理由に含まれていると考え、それだけ児童たちもストレスや不安を抱えながら日々過ごしているのは事実だと思います。

本村においても、不登校生徒の実態は把握していると思いますので、不登校生徒数と不登校理由について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 1 番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

質問の要旨1番目、不登校生徒の質問でございます。

本村の不登校の状況も全国と同じ状況にあり、増加傾向にあります。その背景には、発達的な問題や病気、昼夜逆転などの生活環境等があります。また、コロナ禍に起因するもの、生活習慣の乱れによるものも増加しております。その解消に向け、どの児童・生徒も安心して登校できるよう、温かい学級づくりや相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでおります。

調査項目や数値についてであります。年間30日以上欠席した児童・生徒について、不登校児童・生徒として人数やその要因等を調査しており、令和5年度の人数は前年度と比べて西郷村も増加しております。

その要因は、無気力、不安、学業不振、人間関係、家庭環境等と多様化しております。不登校の要因が複合する場合も増加しております。また、新型コロナウイルス感染拡大から、臨時休業や学年・学級閉鎖も影響しているものと考えます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の再質問を許します。1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 人数に関しては、多分児童のことも配慮して言えないんですが、西郷村にも不登校生徒が一定数いることは分かりましたが、もちろん数が重要ではないんです。というのも、人生100年時代と言われていますが、そのうちの青春時代は約20年間で、5分の1であつという間に終わってしまうんです。大人になってからは、皆さんご存じのとおり、思いどおりにならないことだらけで、青春時代を学校行事を友達と共有できない、楽しめないのは物すごくもったいないと思うんです。不登校児童にも、可能な限り問題を乗り越えていただいて、勉強よりも、充実

した学生生活を送ってほしいと思っていますが、村として、不登校生徒へはどのような対応をしているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校では、教職員全体で、子どもたちの変容の把握に努め、予兆が見られる場合や、復帰傾向の再登校に向けて、家庭はもとより、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、適応指導教室等の関係者や、村福祉課、県南教育事務所等の関係機関と連携をしながらケース会議を開催するなど、様々な視点から情報収集を行い、対応しています。

さらに、学級担任が児童・生徒の表情や態度の変化、友人関係等に目を配るとともに、養護教諭などの関係教職員、保護者からの情報を基に把握に努めているところでございます。

また、遅刻や欠席が続く際には、家庭での様子を聞き取ったり、家庭訪問を実施したりするなどしています。西郷村教育委員会では、学校と情報を共有し予兆の把握に努め、その状況に応じた個別的継続的な支援を指導してまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 不登校生徒の数だけ不登校の理由はあると思いますので、一人一人寄り添ったフォローと、子どもたちの青春を担保できるようなフォローを手厚く行っていただきたいと思います。

やはり、学校は子どもたちの居場所なので、子どもたちの青春ができない学校なんて子どもたちの居場所とは呼べないと思うんです。最近よく耳にする親ガチャという、生まれてくる子どもは親を選べないという言葉からの派生で、自分にコントロールできない要素で人生が決まることを意味する〇〇ガチャというネット用語がありますが、学校ガチャと言われないような、思われないような学校環境や特色ある授業で、学校行事で、子どもたちに選ばれるような学校を目指すことは非常に重要な課題だと思います。そして、それが不登校生徒の改善にもつながると思いますので、そういった子どもファーストな学校環境を整えていただきたいと思います。次の質問に移ります。

次が、通知表について伺います。

文部科学省によると、通知表には法的根拠はなく、様式や内容も全て作成の主体は学校長の裁量となっています。そして、保護者に対して子どもの学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で作成、文部科学省の関与なしと定められています。

通知表は、生徒の学習状況や成績を把握するためのツールであり、教師や保護者が生徒の進捗状況を把握し、必要なサポートや指導を行う上で重要な情報源となり、また、通知表には生徒の成績や学校での振る舞いに関するフィードバックが含まれており、生徒が、自身の強みや改善すべき点を理解し、成長するための手がかりとなります。そして、成績や評価が記載された通知表は、生徒にとって学習意欲を高める要因となり、いい成績を目指して努力する動機づけや課題を克服するための目標に役立ち

ます。

が、その一方で、単一の指標に依存する傾向があり、通知表は、しばしば数値やグレードで生徒を評価することになり、これによって、生徒の能力や成績だけが重視され、ほかの重要な要素が見落とされることがあります。通知表は、標準化された評価基準に基づいており、生徒の個性や特性、能力を十分に反映することが難しい場合があります。そのため、生徒の実力や努力が正確に評価されないこともないとは言いきれないと思います。成績や評価が低い場合、生徒の自己肯定感や学習意欲が低下する可能性があり、通知表が生徒の自己価値を傷つける場合もあります。これらの問題点を解決するためには、より多様な評価手法やフィードバックの提供、生徒の個性や成長を重視する教育アプローチの導入が必要で、生徒が自己肯定感を持ち自己成長を促すための支援が重要であると考えます。

そもそも、子どもは日本の宝だと、村の宝である、これは共通認識であると思いますが、その宝に誰が点数や評価をつけられるのでしょうか。磨けば磨くほど光る子どもたちの可能性を正しく評価することは難しく、先生方も、かわいい児童たちに低い評価をつけるのは心苦しい側面もあると思います。子どもは、可能性という点において誰しもが100点満点だと思いますが、西郷村としては現在の評価方法の通知表について、どのような考えであるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

通知表は、学校、担任教師と家庭、児童・生徒、保護者とを結ぶ上で欠くことのないものでございます。子どもたちにとって、1つの学期間に自分自身が行ってきたことに対する学校、担任が出す先生からの評価として、ハラハラ、ドキドキしながら受け取るものになります。保護者にとっても、我が子が学校でどのように学習に取り組み、どのように生活を送っているのかを知る資料として、子どもたちと同様、ある程度の緊張感をもって目を通すものとなります。

つい、評価、結果のみにとらわれてしまいがちとなり、他者との比較に興味を持つ子どもたちもおりますが、通知表は、学期の学校生活の様子を伝える連絡簿として、一人一人の児童・生徒の努力の成果を明らかにし、次学期への一層の努力を促すとともに、児童・生徒の教育について保護者の理解と協力を求める大切なものであると考えます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 村の考えは分かりましたが、私は、教育の評価という点において、通知表に依存してしまうと、通知表に特化した児童を育てることになってしまうと思います。現在、通知表を廃止している小学校も実際ありますが、通知表の廃止や評価方法に関して、西郷村、もしくは各小・中学校で議論されることはあるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

通知表につきましては、法令によって作成が義務づけられているものではありません。

が、村内全ての学校で、学期末にその期間中の児童・生徒一人一人の学習指導の成果や出席の状況、学校生活の様子などを家庭に通知、連絡するものとして作成されています。様式や体裁、記載方法等、作成の有無など、その扱いは校長の責任において決定されるものです。どの学校も、指導の一環として、児童・生徒の課題を伝えることでその後の勉強を頑張ってもらうためのという目的で作成しております。そのため、通知表の様式や伝え方も各学校で工夫し、毎年見直しを図っております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 村としても、変更しているというのは分かりました。私は、親目線でいうと、通知表の点数や評価に全く興味がありません。それよりも、自分の子どもは何が好きで、どういったときに本気になり、何に興味、関心を抱き、友達とどう過ごすのか、どの授業の何の単元が好きで、どういったときにつまずき、それを克服できるのか、何を思い青春を過ごし、何を思い学校に行くのか、学校で笑っているのか、それはどういったときか、そういう、家では親には見せない一面を知りたいんです。

5 だとか 1 だとかはどうでもよくて、友達が悩んでいたなら手を差し伸べられるだろうか、友達が手を貸してくれたら素直に受け入れ感謝できるのか、友達の夢を笑わないで後押しできるのだろうか、私は、学力よりそういう家庭では分からない一面を通知表にありったけ書いてほしいと思っています。それを見て、我々親は子どもの夢や目標を実現するに当たって、どういったサポートが必要なんだろうかを考えることにつながると思うんです。思春期にもなれば、親に本音で話すのは恥ずかしくて、でもそれが学校なら、友達になら伝えられるかもしれません。その情報を引き出すのが通知表であるべきだと思うんです。何のために通知表を出すのかという原点に戻って考えていただきたいと思いますが、村の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

評価結果が全てではなく、自分自身の学習や学校生活の評価であり、何が達成できていて何が達成できていないのか、観点別の評価基準に照らして自分を見つめるように指導しております。さらに、自分をよりよく高めていくために、今後何をすべきなのかを考えるように助言しております。

記載内容を基に今の課題が何かを明らかにし、その後、勉強や活動を頑張るきっかけにするものとしています。学校では、保護者会や学級通信等により通知表の見方についてお知らせし、通知表を受け取り家庭に戻った児童・生徒に対して、今後につながるよう励ましてほしいことを話すなど、協力をお願いしております。

また、年に 1 回から 2 回の学期末の保護者との個別懇談において学校生活の様子を直接お伝えしています。通知表でのお知らせだけでなく、学校生活や学習状況等について保護者と担任が話し合う個別懇談の時間の充実や、通知表に担任の所見欄だけでなく保護者からの返信欄を設けるなど、学校と家庭で連携を図って子どもたちを育てるという考え方を基盤として作成しております。

保護者アンケートからは、子どもが先生にどう思ってもらえているか、学校でどう

いった役割を果たしているかなどを伝えてほしい、また、通知表の所見欄についての記載がないと、学期については所見欄がないと、子どもの生活ぶりが分からなくなってしまうので、学校と保護者が共に子どもを育むという観点から、個別懇談会等で学習状況について情報交換の時間の確保を充実させていただきたいというご意見もございます。評定に一喜一憂することだけでなく、子どもたち一人一人の成長の跡を確かめ、さらなる成長のきっかけにするよう、学校と家庭が協力して子どもたちを育ていけるよう、今後も指導、助言を継続してまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） いくら学校長の裁量といっても急に变えるのは難しいとは思いますが、中学校は内申書の関係とかもあって、通知表を大きく変えることは難しいのかもしれませんが、変化することを恐れずに充実した通知表であってほしいとお伝えして、次の質問に移ります。

校則について伺います。

校則とは、生徒が社会に出る上でルールを守ることの大切さを教え、自尊心を育むためにあるものです。しかし、1980年代頃問題となった校内暴力や非行の管理を目的として校則は細分化され、厳しさを増していきました。これらの名残がブラックな校則であると考えられます。ブラック校則とは、一般常識とはかけ離れた不合理な校則のことです。行き過ぎた校則は生徒個人の尊厳を傷つけたり、ハラスメントに該当したり、場合によっては先ほどの不登校へつながる可能性もあります。

校則の性質上、生徒は校則を守らなければなりません。生徒心得や学校独自のルールであっても、多様化している社会の中で社会的常識を欠くようなものはブラック校則に該当します。時代の流れとともに校則も変化していると思いますが、村内の小・中学校にブラック校則に当たるもの、もしくはその名残があるものが存在するか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

本村において、ブラック校則といわれる校則はございません。学校教育の目的を達成するためには、校則は、児童・生徒が守るべき学習上、生活上の決まりであり、学校において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要であると認識しております。校則は、学校経営の最高責任者である学校長が最終的に決定しています。校則の内容につきましては、社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて児童・生徒や保護者との共通理解のもと、適宜見直しを行いながら適切に定められるべきであるものと考えております。

本村におきましても、児童・生徒に対して校則の必要性や意義を十分に理解させ、自主的に守ることができるよう各学校長へ指導しているところでございます。今後も、村の教育理念である自立と共生、自らを高め、共によりよく生きる人づくりを推進するため、児童・生徒一人一人が規則を守り、安心・安全に充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ブラック校則は、あるとは言えないと思いますんで、子どもたちの居場所に管理がしやすいからなどという大人にとって都合のいいルールなど不要です。子どもたちの居場所づくりのためにも、曇りなき青春を過ごせる環境づくりに努めていただきたいと思います。

また、現在の校則は、こういった形で更新をしているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

これまでも、各校において、社会環境や児童・生徒の状況の変化に応じて校則の見直し等に取り組んでいるところでございます。見直しに当たり、児童・生徒の代表委員会等において、自分たちで考えて校則をよりよくしていこうという話し合いや、タブレットを活用した児童・生徒、保護者へのアンケート等を活用している学校もございます。

教育委員会としましては、生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書として、文部科学省が刊行し令和4年12月に改訂されました生徒指導提要にのっとり、今後も、校長会と連携しながら適切に進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 私たちのときよりは断然よくなっているのは分かりました。しかし、私が中学校の校則を知りたくて、中学生の息子に生徒手帳を見せてもらったんですが、今は書いていないようなんです。昔は書いてあったような記憶があります。ホームページ等見ても載っていないくて、校則というのは、いわばルールなので、これは生徒も親も教師も含めて、校則を知らずして校則は守れませんので、こういった形で校則を知ることができるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

児童生徒や保護者への周知についてのご質問でございますが、文部科学省通知におきましては、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について、児童・生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要であると示されております。ふだんから、保護者をはじめ学校内外の方が参照できるように、学校だより、保護者懇談会、学校運営協議会等の機会を捉えたり、各学校のホームページ等に公開したりするなど、保護者や地域の方々に周知を図ってまいります。

児童・生徒が決まりの意義を理解して自主的に校則を遵守したり、保護者を含む学校内外の関係者が、いつでも校則を確認したりできるように、校則は、児童・生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるものであり、指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員が、その背景や理由を理解し、児童・生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るよう指導してまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 今、質問したとおり、誰でも確認できるような環境を構築していただきたいと思います。

私の立場でこんな発言をしたら怒られるかもしれませんが、校則に恐れて無難には生きてほしくないんです。子どもたちには冒険してほしいと思っています。こんな言っても無理だとか、はなから諦めてほしくはないんです。校則も、学校長に決定権があるのであれば、自分たちの青春は自分たちで勝ち取るんだという強いハングリー精神を持って、児童には教師と戦ってほしいなと思います。

髪型も髪色もピアスも、学生時代我慢して、いざ社会人になってやろうと思ってもできない職種もあるんです。本当に今の子どもたちは不自由だなと思います。でも、そういったことも含めて、自分たちで社会を変えていけるように、学生のうちから自由をつかむ教育というものをぜひご指導していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

宿題について伺います。

宿題とは、授業で学んだ内容を復習し定着させるための重要な手段であり、繰り返し問題に取り組むことで知識やスキルが深まり、学習効果が高まります。宿題は、生徒が自主的に学習する機会を提供し、自ら課題に取り組むことで問題解決能力や自己管理能力が向上し、学習意欲が促進され、宿題を定められた期限内にこなすことは時間管理能力を養う上でも重要です。生徒は、自分の時間を効果的に使う方法を学び、将来的にも役立つスキルを身につけることができます。宿題を通じて家庭と学校が連帯し、生徒の学習をサポートすることができ、保護者が宿題を手伝ったり、進捗状況を把握することで適切な支援を行うことが可能ですが、宿題は物すごいメリットがある前提で、私はやる気のない宿題は無理やりやらせることは否定的ですし、それゆえに、宿題には意味がないと考えております。やりたければ、やればいいし、やりたくないばやなくていい、宿題とはその程度だと思っています。

そもそも、宿題とは、学校がこれをしなさいと強制的に課した課題ですが、学校で一日勉強して、その上で家でも勉強しろというには、あまりにも不健全な教育だと私は思っています。本人が明確な夢や目標を持っていて、家での勉強にも必要性を感じているのであれば、宿題として出されなくてもやるだろうし、そうできるように促すのが重要で、それが教育だと考えますが、村としてどうお考えか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

変化の激しい時代にあって、子どもたちが豊かな人生を切り開き、よりよい社会の作り手として成長していくことは私たち大人の共通の願いです。そのような子どもたちの未来像を描くとき、学校での学習はもちろんのこと、家庭での学習を充実させていくことがとても大切であると考えております。子どもたちは、テレビやゲーム、スマホなど誘惑が多い環境の中で、家庭学習、宿題プラス自主学習に取り組んでいます。だからこそ、自分で学習する、生活を改善する力、つまり自己マネジメント力が必要になってきます。

各学校で作成している家庭学習の手引では、小学校では学年掛ける10分程度、中学校では学年掛ける1時間程度などのように、学年や発達段階に応じた時間の目安が示されています。時間の目安を示すことで、子どもたちが具体的な見通しを持って家庭学習に取り組むために大切にしています。また、その時間で何をどのように学習するのかを毎日10分間のワークタイムとして日課表に位置づけ、その日の授業を振り返り、家庭学習の計画を立てる時間を設定しております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君、お伺いします。

再開して間もなく1時間になりますが、質問のご予定としてはいかがでしょうか。休憩を取ったほうがいいかな。

○1番（小澤佑太君） お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、1時間となりますので、午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 家庭学習に取り組む目的で宿題を出しているのは重々承知していますが、私は教育に重要なのは学ぶことであって、何で学ぶかは重要でないと思っています。それは学校教材かもしれないし、宿題かもしれない。ときにはゲームやアニメかもしれないし、女の子ならメイクかもしれない。今は、子どもたちの娯楽も多様化している一方で、趣味がない人が増加傾向にあるという事実もあるそうなので、学習ストレスを発散する、息抜きをするという点においても、趣味と向き合う時間が必要不可欠だと考えています。

その点から言うと、学校から指定された宿題は、私は悪であると考え、子どもたちの学習意欲を下げる要因にもつながると思っていますので、子どもたちを宿題から解放して、学校に行ったら勉強する、学校を出たら好きなことをすると、メリハリをつけた教育という形を模索していただきたいと思いますが、こういった保護者からのクレームや宿題に伴う保護者負担などの意見はないか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

各学校において、年度初めに、各校作成の家庭学習の手引きを各家庭に配布し学校の方針を保護者に伝えております。また、PTA総会や授業参観時に学校の取組を直接お伝えし、保護者からの協力を得ております。また、各学校が、家庭での学習、生活チェックシートを事項化したものを活用し、授業の際にも、宿題や提出物、持参物等をその場でメモをしたり、担任からのアドバイスや保護者からの通信欄等を設けた

りするなど、授業と家庭学習をつなぎ、自己マネジメント力の育成を図っております。

今後も、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を果たし、子どもたちの家庭学習を充実させていけるよう、学校間でも、家庭学習の内容や方法などについて共通理解を図り取り組んでまいります。また、子どもたちや保護者の家庭学習に関する悩み、要望を把握し、気軽に相談する機会を設けるなど、協力、連絡体制を充実させてまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 家庭の理解は得られているということですが、今は宿題というよりも自宅学習という自主学習という側面のほうが強いようなので、昔に比べると強制感はありませんように感じますが、学び方は様々で、経験に勝るものはないと思います。児童の学習意欲をくすぐるような夢中になれるものを提案していただきたいと思っています。

宿題をやらなくていいという私みたいな親は、きっと超マイノリティーで、でも、子どもたちには自分たちの好きなことに自信を持って好きと言えるプライドと好きなことは寝る間も惜しんで没頭できる時間を与えるのも教育だと思いますので、先ほど、校則についても触れましたが、これは子どもたち自身で宿題をなくすという校則をつくって、宿題の自由化をぜひ実現してほしいと思います。それと同時に、我々大人も、時には手放すという選択を選んでいただきたいと要望して、次の質問に移ります。

I C T活用について伺います。

まず、I C T、Information and Communication Technologyといいます。I T、情報技術に情報知識の共有といったコミュニケーションの重要性を付加した言葉です。インターネットやデジタル教材を活用することで豊富な情報に簡単にアクセスでき、これにより教材の幅が広がり、学習の多様化が図れます。また、デジタル教材や学習アプリを活用することで、個々の学習スタイルやペースに合わせた学習が可能となり、I C Tを用いた教育はオンラインツールやプラットフォームを活用することで生徒同士や教師と生徒とのコラボレーションが促進され、I C Tを活用した学習環境は、生徒が自分の考えを表現し、他者と意見を交換する場を提供することなどにも活用されます。

そして、G I G Aスクール構想もありますが、文部科学省が提唱する教育革新の一つで、G I G Aは、Global and innovation Gateway for Allの略で、一人一人に革新的な教育をもたらすという目的があります。具体的には、全ての公立小・中学校に1人1台のパソコンやタブレットを配布し、高速インターネット環境を整備することでI C Tを活用した教育を推進するというものです。

G I G Aスクール構想は、教育の質や公平性を高めるだけでなく、子どもたちの未来に対応できる人材を育成するための大きな取組ではありますが、現状どのように活用されているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

I C Tの活用についてでございます。教育現場における I C Tの具体的な活用についてでございますが、I C Tの具体的な活用は、令和2年度に国のG I G Aスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末の整備から始まり、少しずつ授業に取り入れております。デジタル教科書と電子黒板を組み合わせ、学習内容を分かりやすく、児童・生徒が学習課題への興味関心を高める活用以外に、Z o o mなどのオンライン会議アプリを利用して、海外の講師とオンライン英会話への活用、タブレット端末に導入されたアプリでロイロノートというものを使用しておりますが、児童・生徒それぞれの回答や意見を電子黒板に掲示し意見交換することへの活用、社会科では、タブレット端末のアプリを利用して、村のP Rのためのスライド作製や紹介動画の作製、体育科では競技の習得のため、ビデオカメラアプリで自分の動きを撮影して確認するなど、技能の習熟や文章や図などにまとめ表現する際にタブレットに導入されているアプリ等でI C Tの活用を行っております。

また、特別支援教育においては、タブレットドリルを活用して、児童・生徒それぞれに寄り添った進度で学習が進められ、繰り返し学習によって知識の定着を図っております。これらの活用事例から、教科書内容のよりよい、より深い理解を促すことができるものと考えておりますので、今後も積極的にI C Tを活用してまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 私も、実際子どもたちが使用する姿を見ていますが、I C TだとかG I G Aスクール構想だとか、横文字で響きは格好いいんですが、私の解釈では、これらの活用方法として、自分の苦手な授業や単元を繰り返し繰り返し家でも復習できることだと思うんです。例えば、今日やった授業で分からないことや、苦手な授業の分からないことは、動画やパワーポイントのような媒体で好きなときに見返すことができる、または、学年、科目問わず、自分の興味のある授業を選んでいつでも見ることができたり、自分の学校以外の先生の授業を見ることができたりすることにメリットがあると思いますが、現状、このような活用方法ができるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

タブレット端末を持ち帰ってのI C T活用をした自主学習について等でございますが、現在、タブレット端末の持ち帰りは毎日ではありませんが、必要に応じて持ち帰って活用している状況です。また、学習、動画コンテンツは、NHK f o r S c h o o lもありますが、自主学習の一つとしてタブレットドリルを活用しています。タブレットドリルにはA Iを取り入れたサービスもあり、苦手を克服や、得意を伸ばして興味関心に応じて学習を進められるため、個に応じた学習の充実が図られるものとして、次期のタブレット更新の際には導入していきたいと考えております。併せて、A Iの活用と並行して、タブレット端末の持ち帰りの頻度も上げていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 多分、私の質問の活用方法は多分現状できないということで、現

状のＩＣＴの活用方法だと、授業の中にＩＣＴを取り入れるという側面が強いと思います。つまり、ＩＣＴを導入しても、昔からの授業のやり方の中でＩＣＴをどこで使うかという考えになると思います。となると、教員によってＩＣＴの活用には格差が生まれてしまうと思いますが、そういった状況があるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

教員によってＩＣＴの活用には格差があるとお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、学校現場でＩＣＴの活用が様々であるのは課題であると認識しております。学校現場でのＩＣＴ活用の差については、１つに、設備面に課題があると考えています。本年度調査を行った学校では、廊下と教室の遮へい物による電波障害、タブレットとアクセスポイントの接続障害などによりネットワーク環境が不安定であったため、ＩＣＴの活用には支障があったことが分かりました。令和６年度は、無線ＬＡＮアクセスポイントの増強を行い環境整備を図ってまいります。

また、活用する人材面についてですが、令和３年度からＩＣＴ支援事業を委託し、ＩＣＴ支援員を各学校に派遣して活用方法について支援を行っております。また、教員それぞれが、各学校内、県教育委員会、民間企業が開催するＩＣＴ活用研修会の参加、研究授業や公開授業における自信を通して授業での活用方法の研さんに努めております。

さらに、令和６年度は、学校と教育委員会が、ＩＣＴ活用や困り事など、連絡を密にできるよう体制整備を行ってまいります。今後も、設備、人材、双方向でＩＣＴ活用の支援や整備を行ってまいります。

○議長（真船正晃君） １番小澤佑太君。

○１番（小澤佑太君） ネットワーク環境といった点の問題もあるとは思いますが、もちろん、この事業も１００％環境が整っていない、これから手探りで活用方法を模索していかなければならない部分もあると思いますが、やはり、素人の私でも思いつくような活用方法は、なるべく早めに導入できる環境を整えていただいて、子どもたちの教育の向上や、宿題の代替手段として活用できるよう整備していただきたいと思います。

また、ＧＩＧＡスクール構想は、次のステージとして、セカンドＧＩＧＡと位置づけ、整備が早い市町村ですと来年度からタブレット端末の更新が行われていきます。西郷村としても、学校教育の必須ツールとして、他市町村に後れを取らぬよう十分にＩＣＴを活用して子どもたちの夢や目標を後押ししていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） １番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日３月８日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後３時５５分）

